

平成 29 年第 2 回設楽町議会定例会（第 1 日）会議録

平成 29 年 6 月 6 日午前 9 時 00 分、第 2 回設楽町議会定例会（第 1 日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 今泉吉人	2 河野 清	3 松下好延
4 夏目忠昭	5 金田文子	6 高森陽一郎
7 熊谷 勝	8 土屋 浩	9 山口伸彦
10 田中邦利	11 金田敏行	12 伊藤 武

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	佐々木孝
教育長	後藤義男		
総務課長	原田直幸	出納室長	金田伸也
企画ダム対策課長	澤田周蔵	津具総合支所長	佐々木一夫
生活課長	久保田美智雄	産業課長	鈴木浩典
保健福祉センター所長	氏原哲哉	建設課長	金田敬司
町民課長	佐々木輝	財政課長	大須賀宏明
教育課長	原田利一		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 伊藤 斉

5 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

1 田中邦利議員

(1) 国保都道府県単位化と納付金試算について

(2) 入学準備金（就学援助）の入学前支給について

2 金田文子議員

(1) 包括ケアの方針を明確にせよ

① 設楽町版ネウボラの確立について

②子どもから高齢者まで全体最適な包括ケアの考え方について

(2) 無料公衆無線LANの使い勝手を改善せよ

3 河野清議員

(1) 奥三河パワートレイルについて問う

4 高森陽一郎議員

(1) 運転免許返納に伴う代替手段確保について

(2) 公共施設管理協会の一般社団法人化について

日程第6 報告第1号

平成28年度設楽町一般会計継続費繰越計算書について

日程第7 報告第2号

平成28年度設楽町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第8 報告第3号

平成28年度設楽町一般会計事故繰越し繰越計算書について

日程第9 議案第33号

設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第34号

設楽町保育料の徴収に関する条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第35号

平成29年度設楽町一般会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第36号

平成29年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第37号

平成29年度設楽町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第38号

平成29年度設楽町下水道特別会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第39号

平成29年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第1号）

日程第16 議案第40号

平成29年度設楽町田口財産区特別会計補正予算（第1号）

会 議 録

開会 午前9時00分

議長 皆さんおはようございます。本日はとましーな議会ということで、ただ

今「とましーなちゃん」に登場していただきました。また議員の皆さん、執行部の皆さんにもご協力をいただきありがとうございました。それではただいまから会議を始めます。ただいまの出席議員は、12名全員です。定足数に達していますので、平成29年第2回設楽町議会定例会第1日を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

7熊谷 おはようございます。それでは平成29年第8回、9回議会運営委員会の委員会結果の報告を委員長より報告いたします。平成29年に第2回定例会（第1日）の運営について5月16日及び6月2日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告をいたします。日程第1、日程第2は従来どおりです。日程第3諸般の報告は議長から報告があります。日程第4行政報告は町長から報告をいたします。及び日程第5一般質問は4件です。日程第6から日程第8は報告1から3、日程第9議案第33号から日程第10議案第34号の条例は2件でございます。一括上程する議案は日程第11議案第35号から日程第16議案第40号まで。一般質問は第1日、本日限りといたします。大変失礼をいたしました。以上で報告を終わります。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしく願います。

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を、行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番今泉吉人君及び2番河野清君を指名します。よろしく願います。

議長 日程第2「会期の決定について」を、議題とします。

本定例会の会期は、本日から6月20日までの15日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。そのように決定しました。

議長 日程第3「諸般の報告」を、行います。議長として、例月出納検査結果、議員派遣及び陳情の取り扱いについての報告をします。

始めに、監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果報告が出ております。事務局で保管をしていますので、必要

な方は閲覧をお願いします。

次に、議員派遣について、会議規則 129 条第 1 項ただし書きの規定により、議員派遣を別紙のとおり報告します。

次に、陳情書の取扱いについて、お手元の議事日程にとじ込みで配付してありますとおり、陳情 2 件を受理しております。議会運営委員会にお諮りした結果、陳情第 1 号「地元業者及び東愛知建設業協会員の入札参加についての陳情書」は総務建設委員会付託。陳情第 2 号「憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、平和施策の充実を求める陳情書」は議長預かりとします。以上で諸般の報告を終わります。

議長 日程第 4 「行政報告」を行います。町長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 皆さんおはようございます。本日、議員各位におかれましては、公私とも御多用のところ、6 月議会定例会初日の開催にあたりまして、全員の方々に御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、5 月は晴天の日が多く昨年に比べて半分以下の雨量だったというふうに聞いておりますが、6 月に入り梅雨の時期を迎え、梅雨前線による集中豪雨等、自然災害の発生が大変危惧される時期となりました。こうした現状を踏まえて的確に今後対応してまいりたいと思っております。

それでは、行政報告をさせていただきます。

最初に、設楽ダム転流工着工式についてであります。6 月 3 日土曜日に設楽ダム転流工の着工式が中部地方整備局設楽ダム工事事務所の主催によって設楽町ふれあい広場で開催がされました。式には、根本国土交通大臣政務官を始め、国会議員、県議会議員、そして下流地域の首長、議会議長、そして町議会議員の皆さん、そして地域関係者等多くの皆さん方に出席をいただきました。こうしていよいよダム本体工事の着手に向けた準備が整いつつあることを実感するとともに、一方で県道設楽根羽線を始めとした付替え道路等の生活基盤の早期整備や地域振興を着実に進められる努力をしてまいりたいと思っております。

次に、ふるさと納税に係る返礼品の見直しについてであります。平成 29 年 4 月 1 日に総務大臣からふるさと納税に係る返礼品の見直しについて、寄付額に対する返礼割合の高いものや商品券など金銭類似性の高いものは送付しないようにとの通知があったところでございます。目安として返礼割合を 3 割以下とすることとされており、当町でも一部に 3 割を超える返

礼品がありますので、返礼品を提供していただいている事業者や利用しておりますポータルサイトと、できるだけ早い時期に調整を進めたいと思っております。ただ、町といたしましては、この制度を活用して地元の特産品の良さを全国へPRし、売り上げの増加を図ることにより、商工業や農林業の振興に寄与していきたいというふうにも思っているところでもございます。

最後は、アーリントンハイツ訪問団についてであります。今年も、6月20日からアーリントンハイツの中学生15名と引率の先生2名が来日し、設楽町へは6月22日から27日までの6日間滞在し、9軒の家にホームステイしながら中学校での学校体験や日本文化にふれ合う体験を行っていただきます。5月17日から24日まで実施をいたしました中学生海外派遣事業で大変お世話になった方々でございますので、設楽町に対して良い思い出ができますように十分楽しんでいただきたいと思いますというふうにも思っているところでございます。

さて私ごとで恐縮ではございますが、私は10月に町長職の任期を迎えるにあたり、三度町政の舵取りを担わせていただきたいとする思いを強くいただき、次期町長選挙へ出馬する決意を固めました。あらためて明日の町づくりに向けて、あらたに町民の皆さん方とともに策定をした第2次総合計画の実現のため、着実にこれを進めるとともに、引き続き町の活性化と住民の方たちの生活向上につなげるため、設楽ダム建設受入の際、協定締結に位置づけた水源地域整備計画並びに水源地域振興整備計画を推進し、町民が幸せに暮らすことができるよう、これらを実施していくことが、私に課せられた使命と受け止め、引き続き全力でこれに取り組んでまいりたいと意を強くしている所存であります。議会の皆様、町民皆様の御支援を賜りますれば、ありがたく思い、これにお答えしてまいることをお伝えをさせていただきます、次期町長選挙に向けての立候補の決意表明とさせていただきます。

本日は、4名の議員によります一般質問に続き、継続費、繰越明許費及び事故繰越に係る報告3件、条例の一部改正2件、一般会計・特別会計の補正予算6件、合計11件を上程させていただきました。慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます、議会定例会初日の審議に先立ち、私のあいさつとさせていただきます。よろしく願いをいたします。

議長 「行政報告」は終わりました。

議長 日程第5「一般質問」を、行います。質問は、受付順とし、質問時間は答弁を含めて50分以内としますので御協力をお願いします。はじめに、10番田中邦利君の質問を許します。

10 田中 おはようございます。通告に従い、まず第1に国保都道府県単位化と納付金試算について質問します。2015年5月に医療保険制度改革関連法案が可決成立したことによって、2018年度から国民健康保険制度の都道府県単位化が行われることになりました。都道府県の単位として運営されている医療保険制度には後期高齢者医療保険がありますが、この保険者は広域連合です。今回の都道府県単位化によるあらたな国民健康保険制度は、都道府県が国保の保険者となり、市町村の国保行政を統括、監督する仕組みになります。これは1958年に国民皆保険制度として、現在の市町村運営である国保制度が誕生して60年。その運営主体が変わる大改革です。

全国知事会は、都道府県単位化にするには「保険料を協会健保なみに引き下げる必要がある」として1兆円の財源を要求しましたが、国の負担は3400億円にとどまっています。保険料抑制のために行っている全国市町村の法定外繰り入れ3900億円よりも少ない額です。これでは国保加入者にとって最大の問題である高すぎる国保料の構造的な問題は解決しません。都道府県移管後、国民健康保険料はどうなるのでしょうか。聞くところによれば、すべての市町村で一律の保険料とはならず、都道府県が割り当てる納付金と標準保険料率を踏まえて市町村ごとに保険料が定められることになっているようです。県は医療給付費から公的な収入を差し引いて、県全体で集めるべき保険料収納必要額を算出し、それを医療費水準や所得水準に応じて、市町村の納付金として算出します。市町村は県が決定した納付金を納めることとなり、そのため被保険者から国保料の賦課、徴収を行います。その他県は市町村が保険料率を定める際に参考とする標準保険料率を算定し、市町村は現在行っている保険証の発行などの資格管理、医療費支給などの保険給付、さらに保険事業などをこれまでどおり行うとされています。そこでお尋ねします。1. 国保都道府県単位化によって都道府県の役割並びに市町村の現行機能はどのように変わるか。具体的かつ簡明にお答えをしてください。2. 都道府県単位化にともなう県内各市町村の納付金の愛知県試算が示されました。愛知県の試算の経過と結果はどのようなであったかお示してください。また本年度10月から11月仮算定、12月から来年1月に本算定との計画とありますが、今後のスケジュールについて伺います。3. 県が試算した1人あたり納付金額の伸び率は、平均で103.5%でした。そして県平均より10%以上増加する市町村は29市町村19市町村であったとされ、設楽町もその仲間に入り、納付金額の対27年度の伸び率は約

120%という結果になっています。納付金が保険料収納額を上回った場合、町としてどのような対応になるか、お尋ねします。ちなみに郡内の東栄町の納付金の分率は76.5%。豊根村は227%であります。どうしてこういう試算になるか、今ひとつ釈然としません。4.納付金の大幅増をそのまま保険料に転嫁すれば、被保険者の生活をさらに苦境にさらすこととなります。値上げ抑制のため、町はどのような方策をとってお考えなのか、お尋ねをします。

かつて国保世帯主の多数派は、農林水産業・商工業でありましたが、現在では年金生活者などの無職と非正規労働者などの被用者が約8割を占めています。その平均所得は130万円台まで落ち込み、加入者は貧困なのに医療費の増加で保険料は上がるいっぽうという国保の構造的矛盾が深刻となっております。公的医療保険である国保を、保険制度として維持するには相当額の国庫負担が必要であることははじめの理であります。しかし国庫負担は引き下げられたままで、加入者の貧困の中で見直されていません。各医療保険の平均保険料負担率は厚労省資料によっても国保9.9%、後期高齢者医療保険8.4%。協会健保7.6%、組合健保5.3%と市町村国保の負担が一番重くなっています。国庫負担を引き上げさせること、またこれまで本議会でたびたび要求してきた一般会計からの独自繰り入れなどの施策を行うことによって、保険料の高騰を抑えることは引き続き重要な課題です。独自繰り入れは自治体でご判断いただくという厚労省の答弁を踏まえ、値上げ抑制、負担軽減のための施策をより発展させるよう要請するものであります。

次に入学準備金の入学前支給についてお尋ねします。就学援助は経済的理由で就学困難な児童生徒を対象に小中学校の入学準備費用、学用品費、修学旅行費などを援助する制度です。所得が下がり続け、子どもの貧困が過去最悪の状況となっている中、子どもの貧困問題の克服を進めるうえで、重要な施策となっております。国は新年度予算で実際に必要な費用と比べ少なすぎるとの、当事者や国民の批判に答え、要保護世帯への就学援助の入学準備金の補助単価を引き上げ、それを倍増させました。しかし要保護世帯の入学準備金は引き上げられたが、準要保護世帯の補助単価はどうなっているのでしょうか。要保護世帯同様、増額すべきだと思いますがどうでしょうか。お答えください。2.入学準備金の支給時期について質問します。現在の仕組みでは、入学式が終わってから、4月に申請し、6月に支給になっていると思われ。この状況について文部科学省は「市町村には必要とする時期に速やかに支給できるよう十分配慮することを通知している」と述べています。さらに少なくない自治体で、入学準備金の支給時期

の見直しが進み、支給の前倒しが実行されています。入学時に必要な学用品や制服などは、入学前に購入しますが、小学校で使用するランドセル、中学校入学に必要な制服、靴や鞆はいずれも高価なものです。それらの費用を前もって捻出しなければならないというのは、要保護、準要保護世帯の親にとって、簡単なことではありません。支給前倒しの自治体ではさまざまな努力がされていますが、入学準備金の支給前倒しは事務の見直しで可能ではないでしょうか。たとえば新聞報道では次のような事例が紹介されています。事前説明会などで、小中の入学時に就学援助を受給するかどうかを確認するプリントを配布し、受給したい人は申請の手続きに進む。また小6で受給世帯は中学校入学前の3月に選考支給する。もう一つの事例では、小中新入学生の保護者に対し、毎年1月4日から月末までに申請するよう求め、就学援助の支給が確認された世帯には3月に支給振込となっています。設楽町においても入学準備金は必要な時期に支給されるよう改善する考えはないか。お尋ねをして、第1回目の質問といたします。御答弁、よろしくお願いをいたします。

町民課長 では、国保の御質問についてお答えいたします。都道府県の役割、市町村の現行機能はどのように変わるか。についてです。平成30年度からの制度改革に伴い、県も県内市町村とともに国保の運営の役割を担い、財政運営の責任主体となります。県の役割は、主に3つあり、①保険給付費に必要な費用を全額市町村へ交付すること。②市町村ごとの県への納付金額を決定し、標準保険料率等を提示すること。③国保運営方針を定め、市町村の事務の効率化・広域化を推進することです。市町村の役割は、住民の身近な窓口として資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、特定検診などの保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き行いますので、住民の皆様に対する窓口としての機能は変わりません。

納付金の愛知県の試算の経過と結果は、どのようであったか。についてお答えいたします。平成29年度に新制度を導入すると仮定した場合の納付金額等の試算を平成28年10月より各市町村から県へのデータ提供及び集計・点検作業を行い、国からの試算係数等の公表や検証作業を経て、平成29年2月に市町村にその試算結果が示されました。試算結果は、平成27年度と比較して県内市町村平均として、1人当たりの納付金額が103.48%となりました。

納付金が保険料収納額を上回った場合、どのような対応になるか。についてお答えします。納付金額の試算結果が平成27年度比で約120%となっていますが、平成30年度からの国の財政支援1700億円の投入及び急激な保険料の上昇を抑える県基金を活用した緩和措置等を考慮していないもの

となっています。そのため実際に示される保険料率は、120%以下になると考えています。納付金の算定には、市町村の保険料収納率も加味されており、設楽町に適用される収納率は、ここ数年の実績では達成できる数値です。そのため仮に県が示した標準保険料率を町の保険料率としたとしても、納付金額が保険料収納額を上回ることはないと考えられます。しかし納付金が保険料収納額を上回った場合には、その財源の確保が必要となりますので、国保運営基金の活用、県基金からの借り入れ、一般会計からの繰り入れ、または、後年度からの繰上充用などの対応が考えられます。

値上げ抑制のため、考えられる方策には、どのようなものがあるか。についてお答えします。制度改革により、県及び県内市町村が共同して国保の運営を行い、県が県内同一の基準により各市町村の納付金額を算定し、その納付金に対する保険料として集めなければならない額を収納するための標準保険料率を示します。納付金の額は、設楽町だけでなく県内市町村の医療給付費の状況や被保険者の人数、所得状況、年齢構成などさまざまな要因によって毎年度算定されます。医療給付費の増加や被保険者数の減少などの要因によって納付金が増加する場合があります、1人当たりの保険料納付金額が増えることとなります。納付金の増加に対しては、基本的には保険料率に反映して収納額を増やさなければなりません、急激な増加は被保険者の皆様への影響が大きいため、まず第一に国保運営基金からの繰り入れを行い、必要に応じて、その他の財源の確保が必要となります。また、保険給付費等の歳出でも特定健康診査、保健指導などによる重症化予防、ジェネリック医薬品の使用促進及び重複受診対策など、県を挙げて医療費の抑制を推進しなければなりません。なお、今後は、県による納付金の仮算定試算結果の提示を経て、来年1月頃には、本算定試算結果が示される予定です。以上です。

教育課長 それでは田中議員の2つめの質問の入学準備金の入学前支給についてについてお答えします。初めの準要保護世帯への補助単価を要保護世帯同様、増額すべきと思うがどうか。という質問にお答えします。今年度の新入学児童生徒学用品費等の補助単価は、小学校の児童を持つ家庭で、昨年単価 20,470 円から 40,600 円に、中学校の生徒を持つ家庭では、昨年単価 23,550 円から 47,400 円に引き上げられております。田中議員の提案のように、要保護世帯と同額の援助費を支給したいと考えております。

次に2番目の入学準備金を「必要な時期に支給される」ように改善する考えはないか。との質問にお答えします。要保護・準要保護援助費の支給時期については御質問のとおり、4月に申請を受付け、6月末から7月上旬にかけて認定された世帯へ援助費を支給しています。その後は12月、3

月の学期末に支給を行っています。学期末に支給を行う理由としましては、学用品費、通学用品、新入学児童生徒学用品費等などについては、年間の支給単価が定められておりますけれども、給食費は実費支給となっていることから、給食日数が確定する学期末に支給を行っているのが現状であります。今回の御質問の入学準備金の支給前倒しについては、愛知県内でも春日井市や愛西市などがすでに行っております。就学あるいは進学する前年度の1月に申請を受け付け、3月に支給を行っているようであります。入学準備金の支給については、支給後の転居や所得の確認後の認定取り消し等の問題が生じる可能性がありますけれども、早期支給を望む世帯については、今後3月に支給できるように事務の手直しを進めたいと考えております。以上です。

- 10 田中 まず国保都道府県単位化と納付金の計算についての項の質問で、御答弁をいただきました。すぐさま納付金の伸び率が120%になったといっても、すぐさまそれが町内の保険加入者の保険料値上げにつながるものではない。という御答弁をいただきました。ただ超えた場合にどうするかというお答えでは、まず基金から繰り入れると。それがなくなった場合は、その他の方法で、そして医療費抑制などにも取り組んで、負担軽減には取り組むということは言っていました。ただ繰り返しにはなりませんけれども、ぜひ一般会計からの法定外繰り入れというか、独自繰り入れをですね、ぜひやっていただいて、現在大変高くなっている国保料抑制あるいは負担軽減をしていただきたいと思えます。繰り返しになりますけれども、かつて国保の主流というのは、農林水産業と商工業者でありました。一定の収入がある方が構成を占めておりました。ところが今は御存知のように大変低所得の方で年金生活者あるいは非正規労働者、こういう方が入っております。その所得というのは大変低いということでもあります。で、もともとですね、国保というのはそういう構成になっていますから、経済的には大変苦しい人たちが入っているわけです。ところが医療の高度化など、あるいは医療費が高騰する中でですね、大変高い国保料を払わなければならなくなると、それが限度を超えておる。したがって、現在ですね、滞納世帯が増える。資格証明書発行が増えていくという事態なっているので、ここをですね、どうしても解決しないと、今後の国保制度というのはもうたちいなくなるというふうに、制度疲労をおこしてある。その点で、市町村が一般会計で充当してですね、国保料を下げるということもぜひやっていただきたいということでもあります。その点もう一回御答弁をいただきたい。そしてなによりもですね、この原因というのは、国の負担が少ないというか、もともとは6割あった国の負担がどんどん削られておるとい

とが原因でありまして、かれは課長、町長をあげてですね、国庫負担を増やしてほしいという要求をぜひ積極的に進めていただきたいというふうに思うのであります。その点についての見解をお尋ねをいたします。

次に入学準備金の入学前支給について再質問をいたします。準要保護世帯についても要保護世帯同様ですね、市町村として、設楽町として、これは同じ単位費用を引き上げるという御答弁をいただきました。ぜひ実行に移していただきたい。

それから入学準備金の入学前支給でありますけれども、要望者には要望される方にはこれを入学前に支給できるように努力したいというような御答弁でありましたが、なぜ要望される人だけに限定して、そういう入学前支給をするというお答えになるのでしょうか。希望者全員にですね、入学前支給をしていただきたいと思いますと思いますが、その点はどのように考えられるか、御答弁をお願いします。

町民課長 御質問の一般会計繰り入れの件についてお答えいたします。一般会計繰り入れについては、たびたび御意見をいただいておりますが、まずは設楽町の会計には基金がございます。まずそれを活用することを第一に考えてまいりたいと思います。その上で、県が国保に参入することによって示される納付金の額が先々どうなっていくのか、見極めながら、まず基金を活用し、その後に先ほど申しましたほかの財源の手当、繰り入れですとか県の基金からの借入れ、そういうさまざまな方法を検討してまいりたいと考えております。

次に国の負担を増加するという要望をという御意見でございますけれども、これにつきましても、設楽町一町で要望するというより、県が、今回運営に加わるということで、県内市町村の意見が整い、県とともに要望するということができるということであれば、さらに強い力として要望できると思っておりますので、国保都道府県単位化というものは、そういう方向では、国保についてはそういう面ではいい方向に向くというふうには思っています。

教育課長 先ほど、望まれる世帯と言ったのですが、申請主義をとっておりますので、全員出そろわないということを、いつまでも待っていると支給時機を逸してしまうという可能性を含めて、望むという言葉を使わせていただきました。当然、申請が出れば全員に支給するということであります。

10 田中 まず町民課長のお答えでありますけれども、基金を投入して国保料の急激な値上げを抑えると。値上がりを抑えるということで、それが底をついたら、今度は県の安定基金から借入をして、それで保険料の安定に努めるということでありましたが、県の安定基金というのは、これはいずれ返

していく。借入ですから返さなければいけない。そうするとその分は保険料に負担せざるを得ないというふうになってきて、決め手ではない。とうぎしのげるといふことになるかと思うのです。それで1点確認したいのですが、町民課長あるいは町長にもぜひお尋ねしておきたい。町長選挙も前にして住民の皆さんに公約もされるかと思うのですが、お尋ねをしておきたいのですが、国保料が急激に上がった場合にですね、法定外の独自繰り入れというものは否定はされないのですね。これはありうるというふうに理解してよろしいでしょうか。

町民課長 まず今申しました一般会計繰り入れについてですけれども、手法としてはございますので、全くないという、そういう否定は申しませんが、まず先ほど申しましたのは、県の借入はいずれ返すということがございますけれども、前提として、みながらと申しましたのは、それがこれからずっと伸びていくということなのか、一時的なことなのか。そういうことになると、一時的なことであれば借入という手法もあると思います。ですので、それはその時点での、これからの推移をどう判断するかによると思います。先ほど議員言われました、他町村の大きく下がる市町村、大きく上がる市町村、そういうところは前年の交付金等の増減とか、そういうものが大きく影響しております。したがって大きな差が生じた形になっておりますので、そういうことであるのか、ないのか。そういうことも判断材料にはなると思います。以上です。

町長 私も言葉としてお伝えをすることがよろしいかなと思ひまして、答弁をさせていただきますが、基本的には、今、町民課長がお答えをさせていただいたとおりでございます。御指摘をさせていただいておりますように、国民健康保険制度が改革をなされていくことによって、県と市町村の共同運営というようなことで、また県から納付額と保険料率が示されるということになりますと、それによって保険料が上がっていくのではないかなというふうにご指定をさせていただいたところでございますが、申し上げますように、県から示されたものが、保険料が上がる場合であるということになれば、町としては、当然町民負担の軽減を図りたい。急激な保険料の変化がないように、手を講じてまいる必要があるというふうに思っております。そのときに方法としては、やはりそういうときのために使っていく。そういう運用を図る。そのための基金という形で基金制度を設けておるわけでございますが、この基金を使うということで先の見通しを立てていかなければならないというふうに考えておりますが、基金がなくなった場合どうするのかというような状況があれば、当然保険料が上がっていくということになります。また保険料を維持しようとする、一般財源の

繰り入れ等行うということが考えられるわけですが、こうした法定外繰り入れを行うことになると、町の全体の財政バランス、そういったことも勘案するなかで、こうしたことへの対応策を考えていかなければならないということで、これについても慎重に今後考えていく必要があるかというふうにも思っております。そして国による国保保険料に対して、国からの上乘せ分、こうしたものをもっと寛大に措置されていくように働きかけていくということについては、当然町としても行っていく必要があるというふうにも考えておるところであります。いずれにいたしましても、国民、町民、みんなが平等性を持っていくというのが基本であろうというふうにも考えておりますので、その基本というのがどういう形で平等性を保たれるか。そのところを、やはり町としても重視をしていかなければならないというふうにも思っております。以上です。

- 10 田中 今度は教育課長にお尋ねをします。「希望すれば入学前の支給というのはやります」と。「希望者にはやります」ということは御答弁いただきましたが、そうするとその希望は全員にというか、入学者の父兄全員に通知なり、申請の用紙みたいなものを配るわけですね。それ1点。就学援助の方だけですから、そんなに多くないですね。十数名だと思いますが。入学ということになると、ほんの1名か2名ということになりますから、その方にはもれなく申請をされるように進めるということですね。もう1点はその時期はいつになるのでしょうか。はやくやらないと、入学前の支給にはなりませんか、申請しなさいよという通知みたいなものはいつやりますか。
- 教育課長 制度説明については全員に行うということで、今のところ事務方には1月に申請していただくというふうに予定をしております。

10 田中 これで一般質問を終わります。

議長 これで、田中邦利君の質問を終わります。

議長 次に、5番金田文子君の質問を許します。

5 金田 5番金田文子です。通告に従い質問をいたします。今回は大きく2点、地域包括ケアの方針についてと、無料公衆無線LAN (Wi-Fi) のフリースポットについての質問を通告しております。

福祉分野の複数領域で、包括ケアを求められています。地域包括ケアの方針を明確にして、具体的な場と機会をつくり、公助と互助の連携が進むようにされたい、この趣旨で質問をします。

まず、設楽町版ネウボラの確立についてです。児童福祉法及び母子保健法の改正により「子育て世代包括支援センター」が法定化されました。こ

の4月1日施行です。妊娠期から子育て期間まで、母子の心身のケアや育児をサポートする総合的な支援体制づくりが全国で進んできました。フィンランドの子育て支援施設「ネウボラ」を参考にしていることから日本版ネウボラともいわれます。厚生労働省はネウボラの役割を担っている各自治体の「子育て世代包括支援センター」などを普及させるために法制化を急ぐなど後押ししてきました。設楽町版ネウボラ「子育て世代包括支援センター」（以下ネウボラと仮称いたします）の整備状況について伺います。ネウボラについて、誰が、どこで、どのように協議してきましたか。ネウボラ構築の目標年月は、いつと設定されていますか。障がいをもっている家庭の経済状況が困窮している、育児放棄、虐待経験、母子分離がうまくいかないなど生育環境に問題があり、ハイリスクな状況にある子どもの現状と課題は何か伺いたいと思います。もうすでにこのようなつまずきの事例については幾例か耳に入っているところです。子ども個人を中心とした、自立のための家族・関係機関の一貫した目標、経過、修正過程等の記録（仮称「支援ノート」）を作る必要があるのではありませんか。この点、どのように進めていらっしゃるのかをお聞きします。

次に、設楽町にとって全体最適な包括ケアの考え方について、お聞きしたいと思います。現在、認知症初期集中支援チーム（以下支援チームと呼びます。）の設置が計画されています。認知症になった後でもすでに絆のあるコミュニティの中で、安心して暮らし続けたい。そんな望みをかなえるためのものです。支援チームの役割は、認知症当事者やその御家族を訪問し、援助を行う前の評価（アセスメント）に基づいて、医療サービスや介護サービスと繋げることとされております。その後は地域包括支援センターやケアマネジャー、主治医が認知症当事者やその家族をサポートする。2018年度までに全国の市町村へ設置することになっていると聞きます。支援を受ける側としてはありがたい考え方ですが、専門職の人たちがあれもこれもと担う役割は増加の一途です。設楽町（奥三河）にある資源で対処できるのか。もっと、シンプルにしていかないと専門職の皆様の疲弊が懸念されます。すでに絆のあるコミュニティの中でというと「地域社会化」が必要です。しかし、設楽町では「高齢者会議」がとん挫したままになっています。限られた資源の中でモデル無き時代を前向きに生きるために、子どもからお年寄りまでが関係性を再生し互いを支える文化を創り出す、町民の意識改革を進める事業が必要ではありませんか。高齢者への行政サービス、子どもとその家族への行政サービスともに、受け手としてだけでなく支え手でもあるという町民の地域包括ケアへのまなざしが行政サービスとクロスする、設楽町にとって全体最適なものを考えていく必要がある

と考えています。そこで具体的なことについてお聞きします。支援チームができる現状よりよくなることは何でしょうか。支援チーム研修に日常業務の時間を割いて参加していただける専門職の方々はあるのでしょうか。支援チームが対象とする人は、どの程度の症状の方々なのでしょうか。支援チームを組むことによって、住み慣れた絆のある地域に住み続けられることに結びつくのでしょうか。たとえば要支援1、2の方とか、元気でも一人暮らしの方などの不安が増しています。そういった方々が孤立しない方策になるのでしょうか。視点を変えて、これは行政と当事者だけの問題なのでしょうか。地域づくりの問題として、地域づくり交付金事業あるいは空家活用事業等に、包括ケア拠点整備の視点を導入してはいかがでしょうか。そして先ほど頓挫していると申し上げました高齢者会議の再開はあるのでしょうか。こういったところで、地域包括ケアの設楽町にあった仕組みを考えていただき、町民の皆さんに共有されるようにしていただかないと、いっこうに進まないと考えておりますので、お聞きしました。

それでは大きな2点目。無料公衆無線 LAN (Wi-Fi) スポットの使い勝手を改善していただきたいということについて質問をいたします。近頃のWi-Fi スポットの便利さは多くの方が経験するところです。設楽町にも公設のWi-Fi スポットが9か所ありますが、うまくつながらない、登録がうまくいかないなど、どうも使い勝手が悪いようです。総務省と観光庁は連携して訪日外国人旅行者向けの無料公衆無線 LAN の整備促進に取り組むため、無料公衆無線 LAN 整備促進協議会を設置しています。公共交通、宿泊・飲食・商業施設、自治体、通信事業者等関連する幅広い分野の団体・企業から構成されています。この協議会の体制を活用して、無料公衆無線 LAN 環境のさらなる整備促進、利用できる場所の周知・広報、利用手続きの簡素化等を検討していくといたします。町や地域を訪問する交流人口を増やすためには不可欠のアイテムのようです。

設楽町の現状のままでは、移住希望で下見に来られた方だとか、観光客やビジネス来訪者などが不便を感じるのではありませんか。また、公共施設を利用しての講習などでもインターネットのHP等の閲覧が即座にできると大変助かります。使い勝手の向上を願ひまして、設楽町のWi-Fi スポット整備の方針を確認します。設楽町のWi-Fi スポット設置の目的は何かと思っ、要項等があるかと思っ、調べましたが、残念ながら町民向けに公表されているものはありませんでしたので、あらためて伺ひします。目的に照らして、現状の問題点と対策は何を考えていらっしゃるのでしょうか。今後の整備の方針・工程等についてはどのようにお考えか伺ひします。以上で1回目の質問を終わります。

保健福祉センター所長 それではまず最初の包括ケアの方針のなかの1番目、設楽町版ネウボラの確立という質問にお答えいたします。まず、最初です、ね、ネウボラの語源、珍しい言葉でございますので、説明させていただきます。ネウボラとはフィンランド語で、「ネウボ」は、アドバイスを。「ラ」は、場所を意味します。ですから、直訳しますと、「アドバイスをする場所」ということになります。

さて質問でございますが、ネウボラについて、誰が、どこで、どのように協議してきたのかということでございます。結論といたしまして、協議はしてございません。本町における母子保健においては、保健センターが窓口となり、妊娠届で対象の状況は把握できているものと考えております。しかし、今後、総合戦略に基づき子ども世帯の転入の増加が見込まれることから、窓口や連携のルートを明確にし、適切な支援が継続的に提供できる体制整備は必要と考えております。その体制は今後、福祉・教育等の関係機関を交えた検討が必要であり、そのために今年度、新城保健所の協力によって「子育て世代包括支援事業の考え方」について、町民課、教育委員会等の関係機関担当者の研修会を計画中でございます。

2番目のネウボラの構築の目標年月はいつかということでございますが、議員のおっしゃるように、児童福祉法が改正され、その趣旨は、地域のつながりの希薄化等により、妊産婦・母親の孤立感や負担感が高まっている中、妊娠期から子育てまでの支援は、関係機関が連携し、切れ目のない支援を実施することが重要となっております。このため妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」について、おおむね平成32年度末までに、全国展開、これは平成26年12月27日付のまち・ひと・しごと創生総合戦略の目標でございますが、を目指していくこととしており、全国展開に向けて、同センターの設置根拠を設け、市町村は同センターを設置するように努めなければならないとあります。現在の保健センターの母子保健事業で、乳幼児期の母子の状況が把握できていることから、平成32年を目途に、保健センターに母子の総合相談窓口と継続的支援の拠点として、子育て世代包括支援センターの設置を検討いたします。

3番の特にハイリスクな子どもの現状と課題は何かということでございますが、現状については、妊娠届出時に、全妊婦に対して、スクリーニング、これは質問用紙に書いていただいたり、アンケートの関係でございます。を行い、特定妊婦の方、支援の必要な妊婦の方でございますが、や虐待リスクのある妊婦さんを把握し、必要に応じて訪問や相談を実施しております。課題については、妊娠届出時によく聞くことですが、受診・体

調不良・買い物など、ちょっとした外出や子どもをみられない時に預かってもらえる人はいないかということが聞かれますけども、これについては子育てサポートセンター等が必要と考えております。児童虐待の観点からいいますと、全国的な離婚率の増加に伴い、設楽町でも母子家庭が増加しております。就労と経済、子育て労力の負担増大など、ハイリスク家庭の増加が予想されております。現状は、祖父母と同居して、軽減されると思われる事例がみうけられます。障害や発達課題を持つ子どもの支援からいいますと、各子どもの成人期の暮らし方を目標とした、成長各期の支援のあり方を継続的に検討していく場が、システムとして確立しておりません。現在、保健センター・町民課・教育委員会と情報共有はしてございますけれども、子ども支援の継続性と十分な福祉サービスがいきわたっていない現実があります。

4番の子ども個人を中心とした自立のための家族・関係機関の一貫した目標、経過、修正過程の記録（仮称「支援ノート」）を作る必要があるのではないかと考えてございますが、現在、障害児や支援の必要な子どもについては関係機関が協力して支援を行っていることから、今後、切れ目ない支援のためには、必要な情報を継続的に記録しておく支援ノートは必要と考え、今後の検討課題とさせていただきます。以上です。

町民課長 認知症初期集中支援チームについてお答えいたします。支援チームができると現状よりよくなることは何かについてです。認知症の方の診断・治療が早期に開始され、介護サービスの利用や介護負担の軽減につながります。支援チーム研修に日常業務の時間を割いて参加していただける専門職はあるのかについてお答えします。チーム員となる人は、認知症初期集中支援チーム員研修を受講する必要がありますが、設楽町では、受講要件を満たす資格の方がすでに受講をしております。支援チームが対象とする人は、どの程度の症状かについてお答えします。認知症初期集中支援チームが対象とする方は、年齢が40歳以上で、認知症が疑われ、在宅で生活している人で、医療サービス、介護サービスを受けていないか、中断している人。それと医療サービス、介護サービスを受けているが、認知症の行動・心理症状により対応に苦慮している人です。支援チームを組みことによって、住み慣れた地域で住み続けられるかについてお答えします。支援チームの訪問と支援により、早期に適切な医療、介護につなげることで、住み慣れた地域でより長く住み続けられるようになると考えています。要支援1、2の人、元気でも一人暮らしなどの人が孤立しない方策になるかについてお答えします。認知症初期集中支援チームは、認知症の方の診断・治療を早期に開始するために訪問などを行いますが、要支援1、2の

人、一人暮らしの人の全般を対象とするものではないため、孤立しない方策とはなりません。見守り活動や介護予防活動などを引き続き行うことで、孤立することのないようにしていきたいと考えています。地域づくり交付金事業あるいは空家活用事業等に、包括ケア拠点整備の視点を導入してはいかがかについてお答えします。地域づくり支援事業交付金、空き家流通促進事業補助金は、地域の方が行う活動を支援することを目的としています。この事業を行う方が包括ケア拠点整備を行うことを想定はしていませんが、整備を行う計画を示されれば、その内容により対応したいと考えています。高齢者会議の再開はあるのかについてお答えします。今年度は、高齢者福祉計画を策定しますので、高齢者まちづくり会議を開催して、現在の計画の進捗状況を報告し、計画策定について、御意見を伺う予定です。以上です。

企画ダム対策課長 私からは金田文子議員の質問のうち、無料公衆無線 LAN に関する御質問にお答えさせていただきます。3点ほどあったかと思えます。まず整備の目的でございますけれども、町民や本町への来訪者が情報を取得、発信するための利便性の向上を図るため、平成25年度に整備し、平成26年度から運用しております。9箇所でございますけれども、役場本庁舎、町民図書館、特産センター、グリーンプラザ図書室、田口バスターミナルセンター、田峯農村環境改善センター、ふれあい広場、面ノ木ビジターセンター、名倉小学校丸根ホールでございます。さらに調査したところ、観光施設で田峯城と段戸湖にも設置されていることがわかりました。この設置場所につきましては、役場各課が所管する施設で施設利用者や観光客などに公衆無線 LAN によるサービスが適当であると考えた施設に設置させていただいております。

2番目の現状の問題点と対策、また3つ目の今後の整備方針については、あわせてお答えさせていただきます。まず、無線 LAN への接続に係る利用される方の機器の設定は利用される方が行います。そして、機器の種類、基本ソフトウェア、Web ブラウザなどによっては、無線 LAN を利用できない場合もございます。また、時々切れる、不安定になるといった不具合が起る場合もあります。議員からの「利用者の使い勝手が低下しているのではないか。」という御指摘でございますけれども、この Wi-Fi の運用につきましては効率的なサービスの提供、通信事業という専門性の観点が必要でございます。継続的に安定したサービスを提供することが難しい事業の一つではないかと考えております。

公衆無線 LAN の整備拡充につきましては、これから町内に整備される施設、例えば道の駅ですとかは、その有益性は大きなものと考えております。

現在行っている取組みにつきましては、先ほど申しましたような運用上の問題が出ておりますので、しっかり調査・確認し、今後の対応を検討いたします。その一つとして、こういった機器につきましては、高機能化、高性能化が進んでおりますので、定期的に機器を更新していく必要があるのではないかと考えております。以上でございます。

- 5 金田 いつも詰めが甘いと言われてしまう、私の一般質問ですが、概ね文言というか、御答弁の方向は前向きに検討していただき、前向きに動いていただけるといふ、概ねそういう方向と理解しましたので嬉しく思いますし、現実には末端の現場で対応していらっしゃる、組織の一番下の職員の皆さんは、すでにいろいろ気づいておられます。これが職員たちの問題意識や解決へ向かっていくことが自由にのびのびとできるようにするのは、やっぱり行政のガバナンスの中核にいらっしゃる方々の責任だと思いますので、一般質問なり、委員会質問なりで出た答弁に対する具体的な事務が進むように、ぜひ課長さん以上の方々は部下の方々がのびのびできるようにお願いしたいということをもまず1点申し上げます。

Wi-Fiについては、課長さんがおっしゃったように、私では、なかなか専門的すぎて細かいことについて指摘はできませんので、ヒアリングの結果、すでに担当者の方たちも、うまくこの政策、はじめたもののちゃんと連携ができてなかったことや、今後改善していかななくてはいけない、研究していかななくてはいけないということ、自覚しておいでですので、このことがうまく進んでいきますように、いわゆるインターネットにさくさくつながれるように、仕事がさくさく進むようにぜひ管理職の方々は、部下のフォローをお願いしたいと思います。そしてせめて来年度くらいには、今の状況、私も実際必要があつてつなごうとしましたが、本当にうまくつながりませんでしたので、私たちみたいに素人みたいな人でもできるように、ぜひ強力に進めていただきたいと思います。この件につきましては、ここまでにさせていただきます。

それでは地域包括ケアのほうについて、再質問させていただきます。ネウボラについてです。まず。厚生労働省が2日発表した人口動態統計によると、2016年に生まれた子どもの数（出生数）は、1899年に統計をとり始めて以来はじめて100万人を割り込みました。出産適齢期にあたる女性の人口が減り2016年の出生率は幅広い年代で低下しました。これまではやや上昇傾向にあった30～34歳の出生率が11年ぶりに低下してしまいました。第1子を生む平均年齢30.7歳は変わりませんでした。20歳代の出生率が低迷を続ける中、30歳以上の世代の出生率回復が全体の底上げにつながっていただけに、このままでは少子化に歯止めがかかりません。設楽町の少子

化傾向も同様の経過をたどっています。出生率 1.7 をすでに記録しておりましたが、現実には子どもを生む人口がますます低下しているということで、このままほかっておいてはだめだなということで、移住政策がとられていると承知しています。一人ひとりの子どもの家庭環境は異なり、全ての子どもに寄り添う支援が児童福祉の、ネウボラの本質です。今、子育てをしている保護者の現状にいつそう耳を傾け、環境改善への努力が必要ですね。これは共通認識であると思います。先ほど同僚田中議員の提案は経済的困窮の家庭を救うために、すぐにできる提案で、私も提案したいことのひとつでした。早期実現を求めます。

さらに、30代、40代の保護者の声を聴く場と機会を設け、地域の問題として取り組む、提案されたことについての合意形成を進めるような対応はできていますか。法、制度の壁、財源の壁、人手不足等を理由にシャッターを閉めるが如くの対応で「ろくに聴いてもらえない」という気持ちにさせていることはなかったでしょうか。定住者はもちろん、移住者にとっても、子育て環境が整備されていなければ再び去っていく人口流出の要因になりかねません。子育て世代の声を真摯に受け止め、設楽町版ネウボラの仕組みを確立する政策を進めるかについて伺います。先ほどの答弁のなかにありました母子保健の方々、それから教育課の方々、それから町民課の特に障がい児担当の方々等の情報共有のすばらしさはよく承知しており、本当に真摯な寄り添った対応についてもよく承知しておりますが、町の仕組みとして町の事業として、皆で取り組むんだよというところがまだまだ浅いと思いますので、そこらへんのこれから個々の、個別政策については担当の方々が考えてくださると思いますが、ネウボラの仕組みを全力をあげて進めるか。ということについてあらためて伺います。

それから今度、高齢者のことについてですが、ごく最近、東京都内で、宮沢賢治の『注文の多い料理店』をもじったものだと思われませんが、「注文を間違える料理店」という名前の高齢者の居場所づくりが始まり、認知症を地域全体で受け入れ、認知症があっても働ける場づくり、活動できる場づくりが始まって、注目を集めています。設楽町でもこのような温かく笑顔あふれるまちづくりができれば、どんなにいいでしょう。居場所づくりについて、これまでの議会答弁では、住民ボランティアが立ち上がったなら支援を考えるとの主旨のお答えがありました。先ほどは、ちょっと一歩進んで、地域づくりあるいは空家活用について、地域の方々が計画を提示なされればそれについて積極的に支援をしていただければ動き出す人たちがあるのではないかと考えています。居場所づくりについては、現在も過去も

居場所づくりを考えている意識の高い方たちはありました。ただ実現に向けて具体的に進められない要因として、財政面と場の確保交渉に行政の後ろだてがなければできないという点で壁に当たっています。また、住民意識として互助の仕組みの必要性がまだまだ共有されていないため、ボランティア頼みでは進まないという声も介護経験者から聴いています。人材養成、場所、金の支援が行政には求められています。公助の隙間を埋める居場所づくりに対して、財政支援はどれくらいできるのか、また公共施設・空家等の活用提供を住民と共に考える場はあるのか、居場所づくりを促進する担当部署・職員はあるのか、確認します。もう一度確認します。このことについてお答えください。財政支援はどれくらいあるのか。できるのか。公共施設・空家等の活用提供を住民と共に考える場はあるのか。居場所づくりを促進する担当部署・職員はあるのか。確認します。第2回目の質問、以上で終わります。よろしく申し上げます。

保健福祉センター所長 それでは失礼いたします。今現在ですが、大きく分けると3歳くらいまでの支援は保健センター。4歳、5歳、6歳に関しては保育園、町民課関係。それ以上15歳くらいまでは学校、教育委員会という、支援が統一してございません。ありますようにネウボラという状況のなか、子育て世代包括支援センター、先ほども申しましたけれども、切れ目のない子どもから中学生までの支援をするという窓口的な、総合窓口といえますか、今だとそれぞれいってしまいますので、そういう形で支援する体制を作っていくということで、32年を目途に前向きに検討するというので、回答とします。よろしく願いいたします。

町民課長 高齢者に居場所づくりについて3点ほど御質問いただきました。財政面、空家活用、部署・職員についてでございます。まず財政面につきましては、先ほど地域支援事業、それと空家の活用事業についての質問にお答えしたとおり、そのような計画を示された段階で、それについての支援の方法を考えてまいります。その中で財政的なものが必要であれば考えますが、その時点でどんなものということが決まりませんと、率ですとか金額とかのものはこの時点で申し上げることはできないと考えております。それと空家活用については、今現在空家活用事業は移住定住施策をもとに進めておりますので、それを地域のために使いたいというような御希望があれば、その目的が移住定住と比較するというのも、言い方がおかしいですけれども、それが地域のためになることであればそれを活用することはできると考えていますが、まだその空家の、今、施策は移住定住を前提にしておりますので、それを使うためには、またその空家を提供していただける方とか、そういう方についての御説明も必要でしょうし、そういう

ことと含めて考えていきたいと思います。それと部署についてでございますけれども、これは今御質問ありましたように、高齢者の施策としてご提案でございますので、高齢者施策として推進する以上は町民課として対応させていただきます。

5 金田 ありがとうございます。では今までのことについてもう一度確認させていただきます。設楽町版のネウボラは作る。平成32年を目標にしている。それから支援ノートは作っていく方向で検討しますが、絶対深い知識のある職員の皆さんもありますので、とっととそういう方々の案を出していただいて、行政で、あるいは関係機関で進めていただけるということ、まずネウボラについては確認させていただきます。

それから認知症支援チームをはじめ、高齢者についてのことについてですが、認知症支援チームが医療サービスにつなげてくれたりしてくれて、あるいは40歳代の軽い認知症の方たちが早期に発見されたとしてもですね、地域で活動する受け皿がなければ、のびのび暮らすことができないと思います。どうしても家に引っ込みがちになってしまうと思いますので、そのためにも先ほど紹介しましたような認知症であっても、みんなで笑って過ごせるような場所。それがカフェか、料理店か、そういうことはまだ、そこまではまだ具体的な計画は、私ども町民のほうでも、まだ具体的にはなっていませんが、勉強をします。町民のほうでも勉強をします。ぜひ受け皿としての居場所。それからせつかく元気なことを保とうと介護予防をしていらっしゃる人々の、高齢世代がすごく増えていて、独居世代もものすごく増えている現状ですので、そういう方々が、今日行くところ、今日がある、今日用がある、今日行くと今日用があるという、そういう仕組みを行政は提示していく責任があると思います。なぜこういうことを申し上げるかといいますと、町民課の住民の人口統計のところの方に数字を見せていただきましたが、高齢者は50%近くおりますので、たくさんおるのですが、ではふつう、一般的に今までいってきたような支え手になるような方々の人口は非常に激減しています。そしてその方々はいろいろなことを支えなければなりませんので、元気な高齢者も、それから子どもでも、みんなが集って支えるような地域の居場所の拠点となるようなものを、住民が構築していけるように働きかけなければいっこうに進みません。ある一部の有識者の方たちだけに頼っていても、いっこうに進みませんので、具体的なことを示していただきたいと思います。そのためにたくさんの方々の地域の事例はあまりにも人口が多いたか参考にならず、ずっと困っていましたが、ここ2～3年、東栄町さんが、行政が、町民たちが、具体的に活動できるっていう姿をイメージできるような行政サービスを始

められました。それは先ほども出ましたように、「まち・ひと・しごと創生」ですか、そういったような国庫補助金を使いまして、「おいでんや」っていう「みんなで集まっておいでんや」の「おいでんや」という名称の事業を始められました。これはじつは担当の、向こうでいいますと、住民福祉課の方々ですが、制度設計をみなさんに示されました。なぜこういうふうなことが必要なのか。みんなが集まる場所が必要なのか。ということをおみなさんに説明され、そして東栄町の場合は公共施設ですね、老人憩いの家とか、昔町で作ったようなもの。そういったものの施設を改修、手摺りを付けるだとか、火災報知器を付けるだとか、設備的な改修のお金を全部町でもって行いました。そしてそこに、最低限、回数多くみんなと出会うような場所を作らなければいけませんから、条件として、週1回以上の活動をしましょうという条件をつけました。そのためには、それを支える、活動を支える支援員が必要だということで、地域の方々のなかから支援員を作ってくださいという枠を提示しました。そうしてももちろん地域の手あげ方式です。うちでやっている参加型予算と同じ、地域の手あげ方式でしたので、まだまだ十分に理解が進まないの、最初4地区しか出ませんでした。行政の目標は、昔々の合併のずっと以前の11小学校区があったのですが、その11区の予定をしておりましたが、最初は4地区しか手をあげてくれませんでした。ところがわずが1年間で、今、12地区が行っています。それはやっぱり場をきちんと整えるという行政の裏付け、そしてそこに集う人々を支える支援員という人材養成を行政がしっかりしたことにあります。これはこれだけ超超超高齢化社会になった私たちの町でも、ボランティアが立ち上がるのを待っている場合ではないです。過ぎました。そんな時期は。ボランティアを一生懸命やってやろうと思う方々が、団塊世代を中心にしておりましたが、もう70歳前後になりましたので、なかなかできませんので、行政が枠組みを示すという、東栄町どおりにやれという意味ではありませんが、枠組みを示すということは、すごく重要なことですので、このことについてお考えを聞きたいと思います。

保健福祉センター所長 今年度ですね、保健所の協力によってですね、子育て世代包括支援事業の考え方について、町民課、教育委員会等、関係機関と研修を計画し、その流れのなかでですね、近隣の動向を見ながら、前向きに先ほど申したように平成32年までにはできるよう検討いたします。

あと支援ノートについてはですね、必要でありますと考えておりますので、前向きに作りたいたと思っています。以上です。

町民課長 居場所づくりについて、いろいろご提案をいただきました。近隣で行っている事例でございますので、そういうことは参考にしたいと思って

おりますが、先ほど言われましたような御提案がありましたら、そういうものをやっていきたいと思ってますし地域の方々のまず御協力がなければ、町が主体となって行うというわけにはなかなかまいらない事業だと思っておりますので、そのように考えております。

それとまず、みなさまに、いろいろな認知症の方については、そういう方の理解を深めるというような活動も必要でございますので、そういうことも進めながら、進めてまいりたいと思います。

5 金田 町長に伺います。移住、定住を当面の重要な政策としている以上、今住んでいる方々が安心して暮らせるところだと実感できることが一番の基礎になります。ネウボラにしても、高齢者の居場所づくりにしても、安心して住み続けられる町の重大ポイントであることは、おわかりになっていることと思います。設楽町の包括ケアを、少ない社会資源が疲弊することなく、公民一丸となって、住民満足度を高めるものにしていきましょう。町長、町長のお考え、今回はネウボラ、高齢者の地域での居場所づくりに積極的に取り組み、仕組みを整えていくということについての覚悟をお伺いします。

町長 いろいろな方面で御質問をいただいております。地域の人たちが、また特に高齢者の人たちが集まって毎日の生活の中で、生きがいというか、楽しい時間を過ごしながら、そうした場所が必要であるから、町として用意をする準備はあるかという、そういう御指摘だというふうに思っておりますが、町民課長も申しあげましたけれども、今までのみなさんの集まりの拠り所ですとか、そういった場所についてもなかったわけではないと思っております。たとえば、しばらく以前になりますけれども、田口にあるトレーニングセンターですとか、また各地域にある集会所ですとか、また中心にある特産物振興センターですとか、そういう場所の提供というのは、やはり町としても、みなさんが自由にまた集まってみたい。みんなで話をしたいなという場所として利用ができるのであれば、当然のように利用していただければ結構でありますし、そこを町が指定をして、ここはそういう場所ですよということを、みなさんにお伝えをするなかで、「ここがそうやってできたで、みんなで集まりましょうね」というふうな意識を高めてもらって、だからこそ行くことができるんだと、そういうような受け止め方もあろうかというふうには思っておりますが、いずれにしてもそういう場所がたらないから、またほかの事例もそういう働きかけをしているのだから、設楽町ももっとやるべきではないかという御指摘をいただくわけですけれども、町としても当然そういうみなさんの集まりの場所というのは期待はされているという、そういう要請が、私のほうにも聞こえてくる

ときがあります。ですので、今申し上げたような場所ですとか、また事例ですとか、そして地域の人たちに頼っておっては何もできないという、そういう御意見もありますけれども、地域の人たちとの接点ですとか、要望を聞く、また要望を出していただく。そうした人たちとの話し合いの場を通しながら、そういった場所の確立というか提供をしていく。そういうことをこれからも考えていく必要がある。そういうことに、また答えていきたいというふうにも思っております。また移住定住を進めていく町として、外からの人たちが、特に若い方々が、この町の魅力をどうわかってもらえるかという視点でもって、町はどういうふうに考えているのかというところでもございますが、やはり若いお母さんたちが子育てをしていくための環境づくり、それには、たとえば子どもが生まれて成長していく過程で、保育園、そして学校、さらには地域の方々の見守り、そういう充実した環境がこの町では整っているんだと、そういうことを強調できるような町として、また広くそういったことをPRをしていく。そのなかで、この町の良さというものも見直してもらえそうな、そんな環境づくりに努めていくことも必要だというふうにも思っております。いずれにいたしましても、今御指摘をいただいた点については、町としても今後力を入れて進めていく必要があるというふうに認識をしているところであります。以上です。

5 金田 ネウボラや高齢者の居場所づくり、あるいは実は設楽町の専門職の方々、子どものことも高齢者のことも同じ方々がやってらっしゃることが多いですね。特に保健師さんたちだとか、それから相談にのってくださる社会福祉協議会の方たちとかは、限られた人数のなかでやってらっしゃいますので、もっと設楽町にあったというか、国、県の指導にそって、専門機関の職員がアレもコレもと担うのではなくて、そういう大変さを住民がよく理解し、そして本当に自分たちが必要だと思うサービスを考え、それを支える素地ができれば、もっと行動する町民、もっと行動する中高生や高齢者は増えます。設楽町版の地域包括ケアの考え方を明確にして、場と機会を具体的に創出するように訴えて、質問を終わります。

議長 これで、金田文子君の質問を終わります。お諮りをします。休憩をとりたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 10時55分まで休憩としたいと思います。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時55分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、2番河野清君の質問を許しま

す。

2 河野 私は奥三河パワートレイルについて質問いたします。このイベントも今年で3回目を迎えて、3年前に降ってわいたように始まったパワートレイルであります。地元住民にはまだよく理解できていない面もあるようであります。来年も引き続き行われると聞いておりますので、今後のためにも、以下の点について質問したく思います。①そもそもこのイベントはどのようななかで、どのような形で提起されたのか。その経緯についてお聞かせ願いたい。②主催団体はどのようなになっているのか。③かかる総予算はいくらで、その内訳はどのようなになっているのか。④かかる設楽町の収支はいくらであるか。⑤コース整備は何処が行い、その分担はどのようなになっているのか。⑥県外参加者も多いようではありますが、総宿泊者数と市町村別宿泊者数は把握できているのか。地元への収益の点からも知りたいと思います。⑦林道、山道、自然歩道など、本来大人数で走ることを想定していない散策道といってもいいところが多いようではありますが、またその地域は絶滅が危惧される希少植物の生息地が町内のコースにおいてもあると思いますが、万一生息地が踏み荒らされたり、希少植物が絶えるようなことがあれば、これは本末転倒といわねばなりません。過去3回における影響と保護対策はどのようなにされているのか。お聞きしたい。⑧エイド要員・コース誘導員等は、動員によるものなのか。それとも自発的ボランティアによるものなのか。どのようなになっているのか。お聞かせ願いたい。⑨ボランティア（協力者）の過去3回の参加状況、増減はどのようなになっているのか。お聞かせ願いたい。⑩参加者、スタッフのマナー教育はどうなっているのか。奥三河のコース一帯は恵まれた自然環境と地域住民の暮らしの場であり、決して荒れ果てた荒野や砂漠地帯で行われるものではありません。そんなところで行うのであれば、地域の環境や住民への敬意があつてしかるべきで、住民や自然環境に迷惑や被害を被ることがあつてはならないと思います。⑪3回目を終えて、主催者の一員として問題点などを認識しているのか。お聞かせ願いたい。今後もこのパワートレイルを続けていくのであれば、主催者、参加者、地域住民の共通理解と共益が図られ、みなぎ毎回楽しみにするようなものにしなければなりません。この点について、以上1回目の質問といたします。

教育課長 それでは河野議員の奥三河パワートレイルについての御質問にお答えします。最初の、そもそもこのイベントが提起されたいきさつは何か。平成26年度中に中日新聞社から愛知県に対しまして、県内でトレイル大会を開きたい旨の相談がありまして、県が奥三河を紹介し、県を通じ、奥三河市町村（新城市、設楽町、東栄町、豊根村）が中日新聞社からトレイル

大会の開催協力について打診がありました。そこで承諾して、大会を開催することになりました。主催団体はどこかという2つ目の質問ですが、主催は奥三河パワートレイル実行委員会となっております。その構成は中日新聞社、愛知県、奥三河の新城市、設楽町、東栄町、豊根村であります。共催としまして、特定非営利活動法人愛知県オリエンテーリング協会ですとか、茶臼山高原協会、愛知大学地域政策学部などが名を連ねております。3番目の総予算はいくらで、その内訳は。ですが、本年度4月30日に行われました第3回大会予算は、収入が20,300千円、内訳として参加料が17,100千円、協賛金等が3,200千円であります。支出は広報経費に600千円、安全対策に2,590千円、競技運営費としてエントリー業務ですとか、運営委託ですとか、いろいろな経費に14,100千円、会場施設設備費として、スタート・ゴールなどの設営ですとか、看板等備品のレンタルなどで4,800千円、事務局の事務経費として800千円、合計20,300千円の経費がかかっております。ちなみに第1回大会は20,000千円、第2回大会もおおよそ20,000千円。いずれも自治体からの負担金はございません。4番目の町の収支はいくらかという御質問ですが、今年度の実績でいきますと、歳入的には何もありません。歳出ではエイドのお礼に100千円。それから消耗品等で、合計174千円ほどを支出しております。5番目のコース整備はどこが行い、その分担は。という質問ですが、ルートの選定作業は大会本部で行っております。コースの整備、草刈りですとか倒木の撤去作業などはその自治体の市町村の担当がおこなっております。コースの案内表示ですとか設置は県が担当しております。6番で県外参加者も多いようですが、総宿泊者数と市町村別宿泊者数はどうなっているか。というお問い合わせなんです。実はこれはまだ把握していません。エントリー数962名、男性857名、女性が105名のうち県別ではさすがに愛知県が一番多くて282名、東京都が128名、静岡県が94名、大阪府が83名、神奈川県71名でありました。これら参加者及び大会関係者が奥三河地域の宿泊施設を利用したことになります。大会本部では奥三河地域の宿泊施設の協力により、大会参加者・関係者の宿泊施設として「トレラン応援の宿」を紹介する取組をホームページ等でしてまいりました。奥三河地域全体で24施設の賛同が得られ、宿泊料金、大会会場までの距離・時間、選手への各種特典を一覧にして、大会公式Webサイトで紹介して、選手たちはその情報をもとに各自宿泊の手配をしております。大会統括窓口である中日新聞社の担当者に確認しましたところ、先ほど申しましたように、本年大会に参加した選手に、実際、今回利用した宿泊施設の聞き取りを行っており、6月中を目途に集計結果が報告されることになっていると聞いております。現時点では集計されてい

ないため、人数は不明であります。宿泊のほかスタート会場までの送りなど独自のサービスをやっている施設ほど選手たちに評判がよく、予約が満室となっていたとのことであります。(当然、茶臼山スタートでゴールは湯谷ですので、荷物を持って行くだとか、そういったサービスがないと、参加者はどうしても家族の応援等が必要ということで、1人で参加する方にはそういうサービスがあったほうが有利だったということだったと思います。7番目のコースは林道、自然歩道などの多人数が走ることを想定していないということで、希少植物のコースにもあると思いますが、影響と対策はという質問ですが、御質問のとおり林道や自然歩道は多人数が集中的に走ることを想定してはしません。そのため、危険が想定される箇所は、人が立ち入れないように、あらかじめロープで規制をしたり、コース誘導員を配置するなどの対策を講じております。また、絶滅が危惧される植物や希少の天然記念物などに対しましても、同様の対策を講じております。一昨年でしたが、鹿島の植物群落に割り箸をたててダミーをいろいろおいたりやったのですが、かえってそれは盗まれたり、そういう危険性があるということで、割り箸などさしてあるのを一回全部抜いて、コース上の立入禁止のロープのみに変えた経緯などもあります。8番目のエイド要員・コース誘導員等は動員によるのか、ボランティアなのかという御質問ですが、エイド要員・コース誘導員ともに町職員やスタッフではたりない人数を、町民へ回覧によりボランティア募集を行い、必要人数を確保しております。9番目のボランティアの過去3回の増減はどうかということですが、町でお願いするボランティア数は実行委員会からの指示、割当てによって変動しております。毎年、大会運営上の問題点を解消するため、ボランティアの配置箇所を変更しております。第1回大会は、最初ということもあり、大勢のスタッフを用意しました。また県会議員の議員選挙と重なったこともあって、町からの職員の出席というのがほとんどなく、それでも全体として30数名のボランティアの方をお願いをいたしました。第2回大会は120名。今回はTシャツの配布が110枚ありましたが、田口高校で飛び入りの参加ですとか、いろいろありましたので、こちらで把握している数でいくと114名というボランティアの方が参加していただきました。10番目の参加者、スタッフのマナー教育はどうなっているかということなんですが、参加者や本部スタッフのマナー教育は、大会本部がコース上で配慮してほしい点について、フェイスブックや参加者案内等で周知を図っています。さらに前日のコース説明会において石川プロデューサーのほうから詳細な説明を行って、違反行為があると、即リタイアというような説明を行っております。町側スタッフ、職員や町民ボランティアですけれども、

町民ボランティア説明会や職員説明会、この場で行いましたけれども、大会が円滑に進むようコース誘導やエイドで最低限配慮してほしい点などについて説明し周知を図っております。最後の3回目を終えて問題点など認識しているかということでもありますけれども、一部地区の盛り上がりや宿泊施設利用者の増加というのは一定の成果があるものと認識しております。町全体に波及するような成果はそもそも難しいと考えております。この大会を通じて愛知県に奥三河地域があり、奥三河に設楽町という名前の町があるということが県内外の人たちに少しでも伝わって、1人でも多くの人のリピーターとして、再度設楽町を訪れてくれれば大会の成果と見なせるものと考えております。以上です。

2河野 では順番に再質問していきたいと思っております。新聞社からそういう提案があって、県を通じて各町村に話があって、それに参加したということでもあります。そういうなかで、しかし実際に行うのはその地域の町村自治体であり、またその住民でありますから、やはりそういう共通理解が十分に図られるということが重要であると思うのですが、あまり議会でそういう話を、僕がまだ議員になってませんね。そんなわけで、3回目を迎えても、まだ十分にこれがどこの主催なのかということも知らない住民もたくさんおりましたので、共通理解を図る努力がされてなかったのではないかという感想を持ちます。それから2番の主催団体は、言われた中日新聞、愛知県、新城市、設楽町、東栄町、豊根村とありますが、コースとしては、東栄町、豊根村は入っていないのですが、豊根村は入っているか。豊根は入っていますね。東栄町が入っていないのか。主にコースとしては、設楽町と新城市になるわけで、その給水地点とかそういった作業の場もそちらが主になると思うのですが、東栄町や豊根村も同じような取り組みをされているのかどうかということですね。で、次に4番の設楽町の収支はいくらかということですが、174千円の支出ということで、これは具体的に、給水とか食事、軽食、その他五平餅をやったとかからすみを出したとか、そういうことを聞いておりますが、どんな支出の内訳というか、内容ですね、どんなんでしたのでしょうか。それと5番のコース整備はどこが行えというのは、各市町村が担当ということでありましたが、一部ちょっと歩いてみましたがやっぱりかなり大人数がどっと走るには危険な部分もありましたし、天狗棚あたりはかなり踏み外したら大変なところもありました。そういうコースの安全ということは、ちょっと危惧されたのですが、特に階段が、天狗棚は鉄の階段がかなり続いているのですけれども、今後、今のままで安全が確保できるのかという点が危惧されましたので、その点について。それから6番の宿泊者数ですが、6月中に集計結果が出るとい

うことでしたので、その結果を待ちたいですが、どうしても私の予想だと、設楽町内で宿泊というのが増えたのかどうか非常に疑問であるので、湯谷温泉のほうがそういう意味では潤ったというか、そういう面があるのではないかという疑問を持っていますので、それは6月の結果をまた聞かせていただきたいと思います。それから7番のコースは、私自身もこういうの嫌いではありませんので、テレビで見るという部分ではありますが、いろいろの超人レースみたいなのが見ますが、やはりそういうコースというのはほとんど人が住んでいないような砂漠地帯とか、ジャングルとか、そういったところを走っているのですが、奥三河の場合はそういうわけではありませんので、非常に貴重な植物などの生息地を走るということでもありますから、当然、同じような考えで行われては困るわけで、そういう3回やってどの程度影響を受けたのか。それとも特に影響を受けていないのか。そのへんは確認されておるのでしょうか。で、8番目のいろいろな誘導員やらエイド要員の人手が必要になるわけですが、これは本当にボランティアでやられているということでもよろしいでしょうかね。自発的に行われる。下からの盛り上がりで行われるというのであればいいのですが、上から決まってきたから出なくてはならないというような形であってはならないというふうに思いますが、1回目が30人で、2回目が120人、3回目が114人ということで、役場職員でたりない部分を地元住民に協力を願っているということだと思いますが、そのへんはやはり下の盛り上がりからの協力でなければならないと思いますが、その点いかがでしょうか。で、10番目のスタッフ参加者のマナー教育ですが、そういった砂漠地帯を走るような、そういうパワートレイルではありませんので、非常に、日々生活している住民が行き来しているそういうなかで、準備も大会も行われると思いますが、徹底してそういった住民との接触も当然そこには生まれてくるわけで、たまたま協力して手を振っている人たちばかりではなくて、生活者として行き会う場合もあるわけですから、そういう方々に対しても礼儀正しく接するということが重要だと思いますが、その点、もう一度確認したいと思います。以上です。

教育課長 まず最初のほう、町民との共通理解が主催者として努力不足ではなかったかというお話です。この大会も3回目を迎えて、多くの町民が楽しみにしているというか、応援だとかいろいろ出席していただいておりますので、広報等においても結果から、新聞のニュースにも結構出ておりましたので、認知不足ということはないと思うのですが、ボランティアの募集等も全戸回覧をお願いしておりますので、興味のある方はそれを見て大会の周知ですとかボランティアの応募していただけたものと思っております。

ます。コースに東栄町がなくて、東栄や豊根も同じ取り組みをしているのかという問い合わせなのですが、東栄も豊根もエイドはありませんので、どういった取り組みをしているのか、私は承知をしておりませんが、確かに東栄町がないということで、大会本部とすると東栄町を入れるコース設定をしたいということは伺っているのですけれども、そうすると今 13 時間の時間が、たとえば 24 時間レースになるとか、全長 120 キロになるとかという、ちょっと想像ができないような富士山並みのトレイルランニングに変貌するということがありますので、なかなか簡単には東栄町も含めてということは、今難儀をしているようであります。で、エイドの支出の内訳ですけれども、エイドは県から 70 千円のマテリアル費等が出ておりますけれども、こちらでは収支は詳しく把握しておりません。気持ちで、ほとんど自分たちの持ち出しでやっていただける。またバナナと飲み物等は、大会本部からの提供等がありまして、自分たちでこれを出したいからということで、自分たちの負担でほとんどが出ていますものとなっております。それからコース整備で、コースの安全確保ですけれども、今回の大会も、前回も、前日に雨が降りまして、滑って転んだという人は何人か見かけましたけれども、トレイルランニング自体が得意な、マニアックな人たちの参加でありまして、そういうことは重々承知で参加しております。ついこの間も、教育委員会事業として仏坂から歩きましたけれども、本当に狭い 50 センチ幅しかない尾根のようところが何か所もありました。そこはちゃんとロープのあとがありましたけれども、とてもあれを 7 時間でかけたとは想像できないようなところでもありますけれども、そういった安全対策を十分して、選手にも注意喚起をしておりますので、大丈夫だと考えております。希少植物に関しましては特に影響を受けていないというのは、文化財の保護審議会の方々からの報告を受けておりますけれども、全部をチェックしておるわけではありませぬので、うちの指定になっておる鹿島ですと、そういうところは確認しておりますけれども、私どもとしては影響は受けていないというふうに思っております。それからホントにボランティアか強要してないかということなんですが、強要というかはっきりしておりません。みなさんボランティアで、大会を全国から集まる 1000 人の方々を盛り上げて、楽しい大会にしてあげようという、みんな意識を持って、ボランティアで参加していただいております、下からの盛り上がりというのは、私、今回は小松エイドにございましたけれども、すごい迫力というか、盛り上がりがありました。それからマナー教育ですが、先ほどのコース安全対策と同じように、疾走中も住民の方にあつたらあいさつをちゃんとしなさいですとか、何時に帰着予定だとかということもちゃんと車に提

示したりだとか、そういう指導はずっと、申込者には全部しておりますので、礼儀正しく接していただけたものと確信しております。以上です。

2 河野 いろいろ危惧される問題点は、私はあげたわけですけども、そういったものがちゃんとクリアされて、間違っても、たとえばそういう希少植物などが、その大会を行ったことによって絶えるようなことがあっては絶対にいけないと思いますので、またマナー問題でもやはり多くの人数が集ってやることですので、そういう徹底が不十分であると、やはり地域住民に対して不快なことも起こりうるということでもありますので、それは今後とも続けていく上において絶対に住民が本当にやってよかったねと、また来てねと言えるようなものにしていかなければなりませんので、そういう徹底をお願いしたいということを再度申し上げておきます。それと労多くして功少なしでは困るわけで、やっぱり苦労多くても功も多かったと思えるような、一部地域だけが潤うようなものではなくて、全体のコースの地域が潤うような形というのをやはり追求していただきたいと思います。で、最後にこれ今後とも続けていくということであれば、町長の大会についての取り組みのお考えをお聞かせください。

町長 今回というか、3回目を迎えたパワートレイルですが、全国から約 1000 人近い方々が、こうやってこの町においでいただき、競技をしていただけるということで、まずそういうひとつの大きなきっかけをもこの町が全国に発信ができていける。こういう設楽町という町があるんだということを多くの人たちに知ってもらえる機会にはなっておくことは間違いないというふうにも思っております。そうしたなかで、特にこの選手たちを迎え入れて、この大会を成功させようという地域の人たちの熱意、これが本当に大きなものがあるなというふうにも思っておるところでして、今までにもない、町のひとつの、みんながまとまって、住民の方々がまとまって、大会を盛り上げていこうとする、こういう状況ができあがることによって、この町の活性化、ひいては地域の人たちの、まとまりみたいなものが、これあらためて作り上げられるということで、大変有意義な大会になっているというふうにも思っております。そしてそういうことがこの町にとっても、お金に代えられない大きな要素のイベントでありますし、人のつながりですとか、またひいては申し上げたように全国に発信ができていける本当に貴重なイベントになっているというふうにも思っております。御心配をされておみえになるむきのことは、もちろんあるわけでございますけれども、こうしたことをきちっと整理をし、そして大きな事故につながらないように、そしてこれからも多くの人たちにこの町に来ていただける。そんな場所になっていければよいかなというふうにも思っておるところでござ

いまして、これからさらにこの大会を盛り上げるために、町としても、また奥三河4市町村全体としても盛り上げて、協力をしてまいりたいというふうに思っております。以上です。

2 河野 今後もうこういう大会が続けられていくことを願ひまして、今もろもろあげました問題点を解消して、それを共通理解として、本当に住民もこぞって応援できるような大会に育てていただきたいと思いますということを申し上げて質問を終わりたいと思います。

議長 これで、河野清君の質問を終わります。お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 午後1時までといたします。

休憩 午前11時33分

再開 午後1時00分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、6番高森陽一郎君の質問を許します。

6 高森 お許しをいただきましたので、ただいまから質問をさせていただきます。私の質問は以下2点でございます。1. 運転免許返納に伴う代替手段確保について。2. 公共施設管理協会の一般社団法人化についてです。以上、よろしく申し上げます。1. 運転免許返納に伴う代替手段確保について、最近特に新聞に取り上げられ、多用な取り組みをしている地方の一押し成功例が示されている。当町でも、予約バス、高齢者福祉タクシー、過疎地有償輸送事業「のってかっせ」、福祉輸送サービスがある。しかしこれらは、いずれも予約バスであり今まで、好きなときに好きなように外出していた人には運行ダイヤが固定されている公共交通利用に切り替えたとき、不自由感から外出しなくなり、体調を壊して動けなくなるケースが多い。質問1、もともと元気な高齢者が現在利用できる公共交通を利用して今までどおりに外出可能な方法として名古屋市が行っているパスの発行がある。1,000円から5,000円までで公共交通乗り放題で、65歳以上なら1年間有効となっている。しかも返納に関係なく利用できる。これを返納者に適用できないものか。質問2、京丹後市が実施しているNPO法人「のっけて」が運行している福祉有償バスは津具の「のってかっせ」の原型モデルと思われるが、近隣の恵那市の木曾川の向こうの中野方の飯地地区でも「いいじ里山バス」が運行されており、これらを参考につぐ診療所からの午前、午後2回の通院バスを、無医村地区の名倉みるく間シャトルバスとして運行域の拡大を図れないものか、が1点でございます。

2点目、公共施設管理協会の一般社団法人化について。要旨、津具グリ

ーンパークの指定管理者、一般社団法人設楽町公共施設管理協会が決定と同時に 29 年度予算書の第 6 款の記載も大きく変わりました。平成 27 年度から併記してみると、平成 27 年度、グリーンパーク 46,820 千円、田峯城 2,320 千円。平成 28 年度、グリーンパーク 46,830 千円、田峯城 3,680 千円。グリーンパークは設楽町森林組合の管理とする。田峯城は一般社団法人設楽町公共施設管理協会へ委託とある。平成 29 年度、グリーンパーク 17,000 千円。一般社団法人設楽町公共施設管理協会。30,000 千円の利用料は別項目に計上。田峯城の記載はないが、一般社団法人設楽町公共施設管理協会と思われる。今年状況からすると、設楽町の公共施設は一般社団法人設楽町公共施設管理協会が独占するところとなるが、計上されるべき料金収入はどこが領収し運用するのか、明示されていない。質問 1、一般社団法人設楽町公共施設管理協会が領収した利用料等はどこへ納められるのか。質問 2、3 年前に一般社団法人化されたと聞くが、国、県の行政指導があったのか、また法人化の理由または方針はなにか。質問 3、福祉に特化された分野では福祉の専門法人に任せればよいが、今後バンガロー等木材関係の工事が盛りだくさんのグリーンパークは森林組合が継続して指定管理にあたったほうがベストだったように思うが、町としてはどのような意図、目的があってあえて指定変更したのか。質問 4、入札の予定価格の 90 何パーセントだったのか、管理協会、森林組合の双方の数字を明示されたい。あわせて一般社団法人が初見される前回、3 年前の両者のパーセント数字も示していただきたい。質問 5、管理者交代時に 5 名を超える退職者が出たと聞くが、リストラのための交替であったのか。今後のグリーンパークの運営での最重要事は何かをお示し願いたい。以上でございます。以上で第 1 回の質問を終わります。

企画ダム対策課長 それでは、企画ダム対策課からは、運転免許返納に伴う代替手段確保についてという 2 件の御質問についてお答えさせていただきます。まず、名古屋市が行っているパスの免許返納者への適用という御提案でございますけれども、運転免許証を自主返納された高齢者にバスの運賃割引の優遇措置を適用することは、返納したことによる不便を軽減するとともに、バスの利用促進を図りバス路線の活性化の面からも有益な施策と考えております。一方、自家用車を利用せず、バスなどの公共交通を利用されている高齢者もいます。こうした方々も含めて、住民の生活を保障するためにも公共交通を工夫して、存続させていかなければなりません。そのためには、多くの方に利用してもらえようような仕組みを検討していく必要があります。したがって、高森議員の意見も参考にさせていただきますが、もう少し対象となる方を広げた新たな割引制度を導入することで

対応した方が良いと考えているところでございます

次に、津具診療所と名倉みるく間のシャトルバスの運行という御提案でございませけれども、恵那市飯地町で行われております「いいじ里山バス」は、飯地自治区運営委員会が事業主体となりまして、公共交通空白地有償運送の事業を行うことを地域の総意として決定され、恵那市地域公共交通会議の承認、その後必要な手続きを経て、運行開始されたと聞いております。津具地区で運行されている公共交通空白地有償運送は、北設楽郡公共交通活性化協議会で運行方法や料金について、認めていただき、運行しております。高森議員の御質問は、3月定例会での今泉議員と同じ趣旨の質問だと思います。現在、設楽町が行っております施策につきましては、公共交通空白地有償運送ですとか、福祉有償運送、そういう制度も基づいて行われているものでございます。したがって、飯地町や津具地区を参考に新たに整備していくためには、実施主体を定め、関係者間の協議を整え、協議会で協議の上、認めていただく必要がございます。実施主体となる団体から申し出があれば、町は、協議について協力や支援をしていきますが、路線バスやタクシー事業者など他の公共交通の存続も必要でございますので、その調整が必要になると考えております。以上でございます。

産業課長 それでは、産業課から、公共施設管理協会の一般社団法人化ということで、御質問いただきましたのでお答えいたします。まず1点目、利用料は、どこに収められているのか、という質問についてお答えします。予算審議の際に、詳細に説明させていただいたつもりですが、29年度から、利用料は指定管理者の収入となっております。利用料の増減に伴い、指定管理者の収入も増減いたします。指定管理者の創意工夫、改善努力によって、指定管理者に入る収入が増える、また場合によっては減る場合もございませけれども、そういったシステムとなっております。28年度まではですね、利用料は町の歳入となっておりましたので、利用者数が増えても減っても、指定管理者に入る収入は一定となっておりました。次に、一般社団法人化への行政指導という点についてお答えいたします。「任意の団体に町の施設管理を委ねるのはいかがなものか」という点ですとか、「任意団体を取り扱うにしては金額が大きい」という町の監査委員からの指摘もありまして、一般社団法人化を進めるように、町の方は助言をしております。国や県の指導は特にありませんでした。町としても施設を管理する団体の法人化については、補助金に頼らない自主独立性の高い組織運営と経理の明確化を進めるという意味で、また公共施設の管理運営の効率化、改善に繋げる意味でも有効なものと考えております。次に、木材関係の工事が多いので、森林組合が適しているのではという質問についてお答えし

ます。グリーンパークはあくまで宿泊レクリエーションの業務をサービスとして提供する施設です。バンガロー等の建築を業務としておるものではありませんで、施設を建築あるいは修繕するにあたりましては、建築業者に依頼し施工をいたします。指定変更した意図、目的はということについて説明いたします。今回の指定管理者の変更は、平成26年度に更新した指定管理の期間満了に伴うもので、特別な意図や目的を持ったものではございません。なお、今回の指定管理者の更新におきましても、多様化する利用者のニーズに応え、よりいっそうのサービス向上をめざす上で最適な事業者を確保できるよう、前回と同様に、公募により指定管理者を募集いたしました。応募の状況、選定委員による審査の概要ですとか結果、この管理者、当該管理候補者の事業計画については、昨年ですね、28年12月議会に議案として上程させていただいた際に、詳細に説明させていただきまして、委員会審議を経て、全員賛成で議決をいただいておりますので、ここでは細かな内容は省略させていただきます。施設の種類にもよりますが、町として指定管理者の公募は有効であると考えており、今後も、必要な施設については取り入れていくつもりでございます。4番目につぐグリーンパークの指定管理者の選定は、入札ではありません。予定価格ですので、予定価格といったものはありません。町内外から選ばれた選定委員7名でしたけれども、審査項目に基づきまして、さまざまな観点から審査した上、それを点数化し、事業者を決定しております。応募のあった事業者からは5年間の収支計画を示していただきますけれども、予定価格といった概念はありませんので請負率のような、90何パーセントという数値はございません。さらに審査において、入札のように金額の多い少ないで指定管理者を決めるものではありませんで、内容を判断し総合的な評価で決定しております。最後にですね、リストラについてですけれども、リストラということですが、リストラといいますと、日本では「解雇」という意味でとられると思っておりますけれども、今回、退職者がリストラされたかどうかという質問に対してはですね、雇用契約は、指定管理者と被雇用者との契約になりますので、そこに町として入り込んで理由を把握しているということはございませんし、それに関して関与もしておりません。もう1点ですね、今後のグリーンパークの運営で重要な点については、という御質問がありましたので、次のとおり考えておりますので説明いたします。現状、利用料だけで運営できる施設にはなっておりませんし、施設の老朽化も進んでおります。ただし、町内の施設の中では、集客力のある施設でありまして、リピーターも定着しております。現状を考えますと、大きな投資というのは難しいわけですが、施設の快適性を維持するための修

繕ですとか、サービスの向上を図りまして、さらに、イベントそれから自然観察などのソフト事業で集客を図り、利用者の増加、収入の増加を目指していきたいと思います。収支の向上も重要事項ではありますが、来訪者の増加に併せ、雇用の拡大、地域産業の振興、さらには今進めております移住定住といった町の持続化に向けた地域振興に繋がるものでありたいと考えております。以上です。

6 高森 それでは1番からいきます。先ほど答弁いただきありがとうございます。利用対象を拡大して、割引率をいろいろ考えたいと、そういう風な方向を示されたので、これは一歩前進かなと思います。名古屋市の場合は、たとえば1年間利用する交通機関を非常に割安なお金、1,000円から5,000円までの間で、利用回数を増やして、そして高齢者の外出を促す。そういうふうな健康面の、それからその人の生きがいを感じるような、そういうところにもつなげたような、そういうパスになっておりますので、設楽町の場合はどうしても月に1回としても、1区間500円、500円で、1,000円は最低かかる。それが月に1回。1年だいたい冬はやめて10回としても、10,000円から12,000円かかる。そのお金のわずか3,000円、5,000円位の、そういうパスで1年間自由に乗り降りできる、そういうふうなシステムをやっぱり、バスを大いに、公共バスを利用できるって、そういうメリットも含めて、地方の足確保のためにも、そういうことは率先して実施していたほうが、お互いのために役立つという意味で、このパスを推奨したのですが、どうですか。これ、無料になりますので、ちゃんと自分で自己負担をするという形のパスですので、今後、何年後にはたぶん運転免許返納者から、今度は一般の70,80位の高齢者に対しての年齢拡大も行われる可能性もあると思いますが、そのへんのほうの見通しは。課長、いかがでしょうか。

企画ダム対策課長 現在、豊橋鉄道さんが「げんきパス」というような制度がございまして、これはたとえば60歳以上の方ですと、3か月5,000円でどこまで乗っても1乗車100円というような制度ございます。これにつきましては、現在、利用されている方もございますので、こういった方との公平性も確保するために、先ほどもう少しいろいろ適用の範囲、対照される方の範囲を広げていきたいというようなお話をさせていただきました。で、特に田口新城線につきましては、利用者の確保というのが喫緊の課題になっておりますので、私たちもいろいろな手段をこれから考えていくのですが、ただ割り引くだけでは乗っていただけないというような地域の事情もございますので、そういったことも含めながら、早急に我々としては制度を確立していきたいと考えているところでございます。

6 高森 言われるとおり、やはり無料パスとか出してしまうと、1回で終わってしまうので、やはり地元の大事な足である公共交通機関が利用できない。してもらえないと、そういう不安があります。そういう意味では、たとえば確実に病院に通うとか、そういう人たちがたくさんおられますので、その人に対して、3か月とかというのはちょっと厳しいと思うので、それを半年以上、あるいは1年と、そういうロングスパンに延ばして、多少は負担率を増やしてもらって、そういうどこかでやっている制度ですから、100パーセント実現しろとは言いませんが、それに近い形で足確保、なおかつ高齢者の外出確保、世間の対する好奇心を増やす。そういうふうな形で、拡充できればいいと思うのですが、もう一声お願いできませんか。課長さん。

企画ダム対策課長 豊鉄バスさんがやっております「げんきバス」につきましては、ほかにも半年券が9,000円ですとか、1年ですと15,000円ということでやっておられます。で、これに対して町としてどんな支援ができていくかというような検討をしているところでございますので、町の財政的な話もございまして、これから至急検討していきたいということでございます。

6 高森 今、御自分で運転して動いてみえる80過ぎの人たちが、やはり突然免許返納になると困るということで、無料券でいいとも言われたのですが、無料券ではやっぱり使い捨てになってはもったいないから、今言われたように15,000円、1年券、ちょっとこれは高いかもしれませんが、それは町の方の負担でもう少し安くなる形になれば、頻繁にそういう公共交通機関が利用できて、地元の足が確保できると、そういうメリットがありますので、そのへんに関しては私もぜひ町があと一押し二押ししてもらおうと思います。町長、ひとついかがですか。どういうふうな御見解でしょうか。

町長 免許返納される方というのは、これから増えてくると思っております。我々の世代、60歳から上の年齢の方々、ほとんどそういう状況になるのかなと思っておるわけですが、いずれにしてもその人たちの日常の生活の足の確保していくための利便性というものは、やっぱり意識を高めて考えていかなくていけない課題だという認識をするところであります。そういうなかにあつてですね、今現在使っており、企画課長が申し上げたように、豊鉄バスさんの努力、そしてその努力がどういうふう反映されておるかということ、やはり高齢者全体を含めて、運転免許書を返納した人に限らずですね、やはり広く、平等性を持って、公共交通の利用ができるようなシステム、そういったものを考慮、これからは考えながらですね、特に今言われるような特別返納者が増えてくることとあわせて、そうした課題につ

いて検討をしていく必要があるかというふうに思っております。したがって、今すぐ言われたから明日やりましょうねというわけにはまいりませんけれども、しかしやっぱりこの公共交通活性化協議会のなかで、そういったことをテーマにしながら、今後検討する余地はあろうかというふうに思っておるところです。したがってそういった状況のなかで、今後そういった方向を目指してまいりたいなというふうには思っております。以上です。

6 高森 ありがとうございます。ぜひ検討をお願いします。

続きまして、第2のほうの「のってかっせ」のほうの件ですが、いつも言いますように、名倉地区というのは本当に無医村でずっと何十年も来てます。結局、稲武へ行って、稲武でだめなら足助へ行く。それか田口の伊藤内科、月新堂行って、だめなら鳳来のほうの静巖堂行って、それでもだめなら新城まで行ってしまうと、なかなか地元で、津具へ行くでなくて、下へ下がっていくという方向が出過ぎてしまって、なかなかせっかくこの4月からオープンしたつく診療所のいい面が、この地域にとって生かすきれないような、そういう面がありますので、そのへんに関してもう少し町の方でも医師会のほうと相談なさって、あるいは名倉と田口にあるタクシー会社の経営者の方とも相談なさって、なんとかそういう福祉有償のそういう、NPOみたいな立ち上げの話、そういうのを先導していただくと、非常にありがたいと思うのですが、そういうのはいっさい町としては関わらずに、自分たちの、地域の人たちの話し合いで、そういうことが熟するのを待つというか、そういう姿勢でしょうか。いかがでしょうか。課長さん。

企画ダム対策課長 確かに名倉地区では、いろいろなところへお医者さんに通われている方がいらっしゃると思います。そんななかで、どんな声が聞かれてくるのかというのが、まだはっきり私たちのところへは入っておりませんが、そういったところが、たとえば公共交通活性化協議会の設楽分会とかいう席もございますので、そういったところで、お話が出てくれば、また話ができていくのかなというような気がしております。

6 高森 ぜひ検討をお願いします。

次まいります。公共施設管理のほうですが、実はこの質問書を出してからいろいろ調べたら、去年12月の定例会でいただいた立派な資料あったので、それを参考にしているいろいろわかりました。これがプロポーサルでなく、一般入札でもなく、そういう公募だということが頭に入った感じですが、そのなかで、今回からだいたいグリーンパークが46,000千円くらい収入含めてかかる。そのなかで人件費が26,000千円くらいかかる。つまりこれ見

ると、グリーンパークの指定管理料が 17,000 千円くらいですので、指定管理料だけでは運営できないようなそういうシステムになっているのですね。ですから、指定管理料をあらかじめ人件費の 26,000 千円くらいの、そういう枠に設定してから指定管理者出したほうがいいような気がします。そうすれば、あとの利用料としての収入がいろんなふうによく使えると思うのですが、この私が去年いただいた資料があるのですが、それによると、だいたい 26,349 千円もかかっている。指定管理料というと、16,800 千円。だからここにすでに 10,000 千円近い差がある。最初から指定管理料が人件費をきちっと担保したものであるという形になると、収入に関して非常に枠が狭まって、収入は本当は修繕とかいろいろな持ち出しに使う形で収まるのですが、これやると、来年もたぶん一千何百万の指定管理料。しかし収入は 29,000 千円。30,000 千円近い形になって、非常に歳入、歳出のバランスが悪いような感じがしますが、どうしてこれ指定管理料が 17,000 千円とか、そういう非常に少ない金で指定しているのですか。そのへん、ちょっと一言説明をお願いします。

産業課長 この組立について、お話をさせていただきます。人件費が 26,300 千円。まあ 26,000 千円ですね。そのほかの維持関係の費用を含めて総額で 46,000 千円の運営費の見積もりになっております。で、この指定管理料はですね、その 46,000 千円という必要経費に対して、使用料としての収入の見込み、30,000 千円弱ですけれども、29,000 千円という見込みがありまして、その差額を指定管理料として町で補填みたいな形ですね、町で支出させていただいて、全体の 46,000 千円という運営を行っていただくという内容になっております。で、御質問の意図で、指定管理料が一千六百何十万で、そこに対して人件費が 26,000 千円でちょっとアンバランスというような話ですけれども、全体の運営ができるように、町から指定管理料を出させていただいておると。で、当然、審査にあたりましては、このへんの人件費ですとか、全体の経費が適切かどうか、そういったものを含めて審査させていただきまして、足りない部分について指定管理料で町が出させていただいているという組立になっておりますので、御了承願います。以上です。

6 高森 今回もたぶん前回と同じだと思うのですが、設楽町森林組合、合同会社コクモ、それから今の（一社）設楽町公共施設管理協会の 3 社が入札したと思うのですが、この 3 社とも非常に歴史があります。設楽町においては。ですからおそらくプレゼンの内容そのもので総評価されてしまった形で、実際問題、内容、いろいろな現場のことを考えると、あまり 1 つの所に全部を集中すると、持ち出しが多くなって大変な感じがするような感じもしています。むしろこの 3 社とも非常に力のある実行力のあるそういう組

織ですので、こういう公募なさって、とにかく投票で決めるようなそういう段階でしたら、むしろ逆に1、2、3と番号をふっておいて、今回はこのチーム、来年度はこのチームという形の、そういうふうな、力伯仲してしますので、そんなわざわざ投票しなくても、これだけの地域で立派なそういう企業、民間企業に近いものがあるということは、これ非常にいいことだと思いますので、やっぱりそれぞれの力をつけてもらって企業力を高めてもらって、そのなかで自分たちがいろいろなこれから企業スポット事業とか、そういうのできるような、そういう腕をみがいてほしいというような願いも込めて、こういう人気投票でなくて、もう少しわかりやすいような、そういうような入札はなかったのでしょうか。すみません。課長、お願いします。

産業課長 大変興味あるアドバイスをいただきました。で、この事業者を育てるという意味でありましたら、それもあろうかと思えます。ですが、公といいますか、町ですので、町が絡んでおりますので、やはり最小限の経費で、最大の効果をとというのを、からは外れることが難しいと思えます。そういうことからですね、プレゼンで内容を出していただいて、その内容について審査員が確認、それから吟味させてもらって、最終的には点数で決定させていただいたという内容でございますので、御了解をお願いしたいと思えます。以上です。

6 高森 この小冊子の7ページの経費節減及び効果的な運営の取り組みのところの4番目くらいに、地元密着の地域者雇用で通勤費等の抑制及び非常時の早期な対応と出てます。これは非常に重要なポイントでして、施設の近くに従業員さんが配置されている。何事があったときにはすぐに駆けつけると、そういうような緊急性を考えると、やはり地元密着ということは非常に大事ですので、少なくとも地元でそういう運営しているって、そういうような団体、そういう協会に、ある程度そういう主力メンバーを揃えていくということが大事かなと思うのですが、このへんのことに関してはプレゼンでどうだったのでしょうか。

産業課長 プレゼンの細かな内容について、ちょっと私も勉強不足といいますか、当時いみませんでしたので、細かなところまで承知はしておりませんが、職員の話では、なるべく地元を雇用するというのがですね、条件のなかに入っております。それから、またプレゼンのなかでは希望があれば継続雇用というような内容も出たと聞いております。で、まったくそのへんを加味していないわけではないということをお承知いただきたいと思えます。以上です。

6 高森 一番最後の9の項目のところ、8ページですけれども、管理運営業務

の移行計画に関して、平成29年2月中に新規採用者を決定する。現指定管理者からの職員採用については優先的に最大限考慮するが、ヒアリングにより本人の意思、意気込みを調査し決定する。というようになっております。これ見ると、指定管理者が変わったから突然職員が全部そういう首とかそういうのでなくて、そういうふうなあれですか、勤務形態に不都合があったとかそういうことでこんなふうになったのでしょうか。それともプレゼンによって、就労意識の低下とかそういうのがみられたとか、そういうことなんでしょうか。

副町長 指定管理につきましては、あくまで応募された業者の方のヒアリングというか、プレゼンをさせていただきまして、そのなかで一番効率的に、そしてまたその利用を高めていただく業者さんに選定をさせていただきました。それでですね、今、従業員の件もございましたけれども、なるべく地元雇用ということを念頭にいただく業者さんに皆さん方、点数を多く配付されたと思います。ですけれども、先ほど一番最初に言いましたように、町としましては応募された方と契約を結びますので、その方々が地元雇用を念頭におきながらその従業員の方とお話をされてですね、うまく運営できるようなことを考えていただいていると思いますので、そういう状況でどうしても話し合いのなかで自分がこの業者さんとなかなかうまくできないとか、この条件ではあわないなということでやめられたとか。あるいはですね、もうこの機会に、もうそろそろ年齢も高齢になってきましたのでやめたいというような方もあったというようなことを聞いております。あくまでも審査としましては、地元雇用ということを前提に点数配分をさせていただきます。

6 高森 今度グリーンパークの運営の最重要事に関してなんですが、稲武の野外教育センターでも定年まできちっと面倒みていると、そういう実態があります。やはり設楽町の方もせっかく習熟して有能な人、方針が違いかわかりませんが、そういうことでやっぱりきるのはもったいないと思うので、そのへんつなぎのきちとした手当が必要かなと思うのです。そのへんに関して、この指定管理に関して、新しい指定管理者に対して町はどういうことを望んでおられるのですか。

副町長 質問の意図がよくわかりませんが、従業員の方をそのまま雇用するという意味での質問でしょうか。今まで指定管理、森林組合がずっと受けられてきました。そのなかで職員の方もかなり変動がございまして、当初おられた方がやめられて、新しい方が入ってきて、その新陳代謝というか、古い方はやめられていくというような状況がございました。先ほども言いましたけれども、森林組合のほうで詰められていた方につきまして

も、かなり今までの管理運営のノウハウがございましたので、なるべくそういう方を利用していただいて、うまく引き継ぎができるようにということは、新たにうけられた業者の方にもそういうお話をさせていただきまして、先ほど申し上げましたように、地元雇用を最重点にですね、していただきたいということをお話をさせていただきまして、審査点数に反映させていただいたという状況でございます。

6 高森 指定管理者交代時にはなるべく地元の就労者の手厚い保護といいますか、そのへんを徹底していただくとありがたいのですが。やっぱり地元で仕事はなかなかありませんので、設楽町内でなかなか自分にあった適正なる職場というのは手に入らない。そういうなかで高齢になって転職は大変です。そういうような従業員の身分確保。身分の保障ということを第一に優先していただきたいと思いますが、町長いかがですか、そのへんに関して一言お願いします。

町長 高森議員が今疑問視されているところはですね、従来働いてみえた人がたまたま今回受託される人と代わったがために、従来から働いてみえる人の雇用がなくなってしまう。そういう人たちのために継続ができるようなシステムを考えないかと、こういうことをおっしゃりたいのかなというふうに、私は理解するのですが、そういうことも含めてですね、継続ができて、この町で生業として、業として、また個人の仕事としてそこに勤めてみえる人たちも、継続がしていけるように、次の受託者の方にもそういう考えのなかでの運用を図っていただくようにということを条件に審査をさせてもらっておると。したがって意図があってそういう人たちを排除するとか、ここで働かないような状況をつくりあげようとして、この公共施設管理協会の運用も含めてですね、このグリーンパークだけでなく、どこのそういう公共施設を管理していくにも、そこで勤めてもらえる人たちは従来からたまたま請け負った方々の看板が代わる状況になるにしてもですね、その人たちの意向というものを最優先に考えて、雇用の場の継続というものについては配慮するようにということをおし上げてきておるのだということですので、そういうことをちゃんと御理解をしていただきたいというふうに思います。ということでよろしいでしょうか。

6 高森 ありがとうございます。ぜひその方針をお願いします。以上で終わります。

議長 これで、高森陽一郎君の質問を終わります。

議長 日程第6、報告第1号「平成28年度設楽町一般会計継続費繰越計算書に

ついて」と日程第7、報告第2号「平成28年度設楽町一般会計繰越明許費繰越計算書について」、日程第8、報告第3号「平成28年度設楽町一般会計事故繰越し繰越計算書について」を一括して議題とします。本案について、説明を求めます。

副町長 報告第1号でございます。この件につきましては、平成28年度当初予算で、28年度、29年度での継続費として認められました田口宝保育園改築費補助事業につきまして、28年度事業分の支出が決定いたしましたので、28年度残額分40千円を翌年度に繰り越すものでございます。その計算書を地方自治法施行令の規定に基づいて報告するものでございます。

続きまして報告第2号です。この件につきましては、平成28年度に予算を認めていただきましたが、各種理由によりその執行が年度内に終わらないため、議会で繰越明許の議決をいただいた事業につきまして、翌年度繰越額の確定によりまして、地方自治法の規定に基づき、計算書により報告をするものでございます。10事業について繰越をいたします。翌年度の繰越額、その財源につきましては、計算書記載のとおりでございます。

続きまして報告第3号、平成28年度予算について各種の事情によりまして、年度内に執行完了ができないものにつきまして、事故繰越しをさせていただいたものでございます。その状況について、地方自治法施行令に基づき、繰越し計算書によりまして、報告をさせていただくものでございます。繰越しをいたしました事業につきましては、設楽町観光マップ印刷作成事業と歴史民俗資料館（仮称）駐車場用地取得事業の2件でございます。繰越し額、繰越し理由につきましては、計算書記載のとおりでございます。それぞれ4月20日、4月24日に事業完了をいたしております。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は、1件ごとに行います。報告第1号の質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。報告第1号は終わりました。

議長 報告第2号の質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。報告第2号は終わりました。

議長 報告第3号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。報告第3号は終わりました。

議長 日程第9、議案第33号「設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第33号、この案件につきましては、児童福祉法等の改正によりまして、設楽町職員の育児休業等に関する条例を改正するものでございます。改正の詳細内容につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきます。

総務課長 それでは新旧対照表のほうをご覧ください。今回の改正です。設楽町職員の育児休業等に関する条例第3条第6号、第4条、それから裏のページの第7条第7号につきましては、いずれも配偶者と別居したことの次にですね、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことを加えるものであります。この意味としては、保育所に入所できないことを示すものであります。地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項ただし書きで条例で定める特別の事情がある場合は、育児休業の期間を延長できる規定が設けられております。条例第3条でその事情を定めていますが、今回、第6号で配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことの次に先ほど説明させていただきました保育所に入所できないことを追加するのでありまして、同様に第4条では育児休業期間の再度の延長ができる事情を、第10条では短時間勤務終了後、1年以内に再度育児短時間勤務ができる事情が記載されていますが、いずれも第3条第6号と同様に保育所に入所できない規定を設けるものであります。なお施行の期日は公布の日からということですのでよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第33号の質疑を行います。質疑はありませんか。

5 金田 改正後の項目が増えたところ、たとえば第4条等についてですが、今までよりもサービスが後退するということなんですか。議会としての専門用語を今説明いただきましたが、町民一般のみなさん、特に子育てに関わっている世代の方がずっと理解できる言葉で言い直していただきたいと思

いますが。

総務課長 すみません。町民の方には直接関係なくて、設楽町職員の育児休業等に関する条例ですので、町民の方には直接関係ないと思いますけれども、保育所に入所できない期間を再度延長して育児休業ができるという制度を追加するということですので、決して後退している内容ではないと思います。以上です。

議長 他にありませんか。

(なし)

議長 これで、質疑を終わります。議案第33号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第33号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第10、議案第34号「設楽町保育料の徴収に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第34号でございます。この案件につきましても、子ども・子育て支援法施行令の改正によりまして、設楽町保育料の徴収に関する条例の一部を改正する内容でございます。詳細につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきます。

町民課長 新旧対照表で御説明いたします。備考欄の改正を行うものでございます。4につきましては、ひとり親世帯の規定を行うものでございます。5につきましては、第2階層の2人目以降の保育料0円とするものでございます。6につきましては、ここは税額の適用の規定をしたものでございます。7につきましては、3階層、4階層のひとり親世帯等の2人以上いる場合の保育料の額を、下にあります表のとおりとするものでございます。上位のものにつきましては、3歳未満児9,000円、3歳以上児6,000円。2番目以降については0円となります。8につきましては、5階層のうち、町民税所得割額は77,101円未満の世帯の2人以上の児童がいる場合でございます。下の表のとおりとなります。3歳未満児9,000円、3歳以上児6,000円。2人目以降0円です。9につきましては、2階層から5階層のうち、町民税所得割額が57,700円未満の世帯について2人以上いる場合に下の表となります。上位の者は今の額のとおりです。2番目2分の1です。3番目0円となります。次に10の規定でございます。5階層から11階層までの2人以上の入所している場合、下の表のとおりとなります。上位の者定

める額。2番目2分の1の額。3番目0円でございます。11番の規定につきましては、5階層から11階層までの3人以上の場合に3順位以降の3歳未満の額を0円とするものでございます。このさまざまな規定によりまして、全体として行われる効果について御説明いたします。5階層の町民税所得割額77,101円未満の世帯につきましては、1人目が減額となります。2階層から11階層の2人目については、減額となります。そういうものを定めたものでございます。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第34号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。議案第34号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第34号を文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第11、議案第35号「平成29年度設楽町一般会計補正予算(第1号)」から日程第16、議案第40号「平成29年度設楽町田口財産区特別会計補正予算(第1号)」までを一括して議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 まず議案第35号「平成29年度設楽町一般会計補正予算(第1号)」でございます。今回の補正につきましては、74,516千円を増額いたしまして、総額を6,271,798千円とするものでございます。歳出から説明をいたしますので、8ページ9ページをご覧ください。1款議会費、1項議会費、1目議会費でございます。職員の人事異動を踏まえ、4月20日付で嘱託員1名を採用いたしましたので、その経費を新規計上いたします。2款総務費、1項、3目電子計算費でございます。社会保障・税番号システム整備委託につきまして、国からの指示によりまして、急きょテストが必要となったことによるものでございます。財源として新たに国庫補助金397千円を見込んでおります。4目自治振興費でございます。地区集会施設改修費補助金について、清崎区が行う清崎老人憩いの家のトイレ洋式化に伴う改修費に対する補助金として増額をいたします。財源につきましては、田口財産区特別会計から89千円の繰入金を見込んでおります。地元愛創造プロジェクト交付金について、清嶺地区及び津具地区の移住定住推進委員会に対して拠点施設の維持管理費について、新規に追加をいたします。5目企画費でございます。設楽町イベント補助金につきまして、奥三河食彩フェスタ

の終了に伴う後継的な事業として地元有志の方々が行う奥三河まんぷくまつりにかかる補助金を新規で計上いたします。若者したら愛創造プラン提案事業交付金について申請状況を踏まえ増額をいたします。6目移住定住推進費です。田口高校「お仕事フェア」運営委託料につきまして、平成28年度に好評をいただきました実績を踏まえ本年度も同様に行うことといたしまして、新規計上をいたします。空家流通促進事業補助金につきまして、清嶺地区及び津具地区の移住定住推進委員会に対して、拠点整備にかかる修繕費で新規計上をいたします。地域おこし協力隊活動拠点修繕補助金につきまして、来年度に起業する隊員に対して拠点施設の修繕にかかる経費の補助を新規で計上いたします。10ページ、11ページをご覧ください。3款民生費、1項、4目やすらぎの里費です。やすらぎの里宝泉寮の玄関ホール、照明器具取り換え修繕にかかる費用を新規で計上いたします。7目介護保険費です。繰り出し金につきまして、後ほど特別会計で説明をいたします。2項児童福祉費、2目保育園費でございます。一般修繕費につきまして、清嶺保育園、津具保育園のガス、水回りにかかる修繕費について新規計上いたします。備品購入費の食器消毒保管庫につきまして、津具保育園の保管庫の老朽化に伴い、買い換え費用を新規計上いたします。4款衛生費、1項、1目保健衛生総務費です。人事異動に伴い、臨時職員が必要になったことから事務賃金を増額いたします。一般修繕につきましては、したら保健福祉センター玄関前の浄化槽の蓋の破損に伴う取り換え修繕費を新規で計上いたします。3目つぐ診療所費の繰出金につきましては、後ほど特別会計で詳細に説明をいたします。12ページ、13ページをご覧ください。5款農林水産業費、1項、3目農業振興費です。経営体育成支援事業補助金を減額し、産地パワーアップ事業を新規で計上いたします。これは経営体育成支援事業が不採択となったことに加え、国の補正予算により、産地パワーアップ事業による採択が可能となったことから、補助対象事業の移し替えをしたこと等によるものでございます。トマトハウス資材導入費養液栽培装置リース費用等にかかる対象経費の2分の1を助成いたします。4目農地費です。小水力発電案件形成業務委託につきまして、津具地区での実施の可能性を探るため調査費を新規で計上いたします。財源は全額国庫補助金を見込んでおります。農道舗装事業につきましては、農道の現況精査を踏まえ、舗装延長を増加する分の増額をいたします。6款商工費、1項商工費、4目観光施設管理費です。面ノ木ビジターセンターの管理委託業務につきましては、県から委託を受けて実施しているところでございますが、本年4月に県が改修しました駐車場内のトイレの管理業務が新たに追加されたことによる増額でございます。7款土木費、2項道路橋

りょう費です。ここでいったん3ページの第2表地方債補正をご覧ください。すみません。戻っていただきます。2行目の町道橋梁点検業務委託から4行目までの町道橋梁修繕工事につきまして、県担当課と協議した結果、起債予定額の変更をすることになったことによりまして、財源構成を行います。実施事業についての変更はございません。14ページ、15ページをご覧ください。3項河川土木費、1目河川総務費でございます。消耗品費につきまして、河川汚染等の緊急時に備えまして、オイルフェンス、オイル吸着マット等の在庫を増やすために新規計上いたします。なお使用分につきましては、原則、原因者が現物で負担することになっております。5項公共下水道費、1項下水道費の繰り出し金につきましては、後ほど特別会計で説明をいたします。8款消防費、1項、3目消防施設費でございます。防災行政無線（移動系）デジタル化基本設計業務委託につきまして、デジタル化移行期限を踏まえまして、全国的に業務が集中することが予測されることから、早期に実施すべく新規で計上いたします。9款教育費、1項、2目事務局費です。職員の人事異動を踏まえ、4月20日付で嘱託員を1名採用いたしましたので、その経費を新規計上いたします。小中学校ICT活用支援業務委託につきまして、小中学校教員に対してICT活用のアドバイス、検討等のために専門の支援員派遣にかかる費用を新規で計上いたします。16ページ、17ページをご覧ください。4項社会教育費、3目文化文化財費でございます。文化財保護補助金ですが、田峯観音地狂言舞台の茅葺き屋根の修繕につきまして、宗教法人谷高山高勝寺が県からの補助金を受けて実施する予定となりましたので、町としまして事業主体負担額の2分の1の額を補助することとして、新規に計上をいたしました。13款予備費でございます。予備費につきまして、年度当初に津具グリーンプラザの煙探知機の故障による緊急修繕等により2,375千円を執行している状況でございます。本年度の残り9か月あまりに対する緊急事態に備え、一定金額を確保すべく2,000千円を増額をいたしたいと思っております。

続きまして議案第36号「平成29年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」でございます。今回の補正につきましては、220千円を増額し、総額を682,470千円とするものでございます。歳出から説明をいたします。6ページ、7ページをご覧いただきたいと思います。4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金でございます。前期高齢者納付金につきまして、納付金額の確定に伴う増額でございます。

続きまして議案第37号「平成29年度設楽町介護保険特別会計補正予算（第1号）」でございます。今回の補正は、14,245千円を増額いたしまして、

総額を 952,926 千円とするものでございます。歳出から説明をいたします。8 ページ、9 ページをご覧ください。1 款総務費、2 項、1 目賦課徴収費でございます。介護保険システムのネットワーク改修委託につきまして、当初見込額の精査により増額をいたします。2 款地域支援事業費、1 項と 3 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費でございます。介護保険法の改正によりまして、要支援状態の方への給付費につきまして、介護予防・日常生活支援総合事業として支出することとなったことを踏まえ、対象経費について 3 款 1 項から 2 款 1 項へ移し替えを行います。10 ページ、11 ページをご覧ください。2 項高額介護サービス費でございます。高額介護サービス費と高額介護合算サービス費につきまして、昨年度の未支給分を追加計上いたしました。財源につきましては、国県からの法定負担率による負担を見込んでおります。

議案第 38 号「平成 29 年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）」でございます。今回の補正につきましては、70,000 千円を増額し、総額を 212,149 千円とするものでございます。歳出から説明いたします。6 ページ、7 ページをお開きください。2 款事業費、1 項、1 目施設建設費でございます。下水道処理場造成工事につきまして、当初予算編成語の精査において、安全対策上、新たに暗渠排水、調整池等を整備することとなりましたので、増額をさせていただきたいと思っております。財源につきましては、一般会計の過疎対策事業債の発行による繰入金、下水道事業債を見込んでおります。

続きまして議案第 39 号「平成 29 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 1 号）」でございます。今回の補正は、247 千円を減額いたしまして、総額を 98,589 千円とするものでございます。6 ページ、7 ページをご覧ください。1 款総務費、1 項、1 目一般管理費です。理学療法士の派遣につきまして、従来から東栄病院からつぐ診療所へ週 1 回派遣していただいているところでございますけれども、労働者派遣法の改正によりまして、町が直接理学療法士本人へ賃金を支出することとなりましたので、項目の移し替えをいたします。画像読み取り装置、保守点検委託につきましては、当初予算編成後の精査による新規計上でございます。

議案第 40 号「平成 29 年度設楽町田口財産区特別会計補正予算（第 1 号）」でございます。今回の補正のつきましては、89 千円を増額し、総額を 14,736 千円とするものでございます。6 ページ、7 ページをご覧ください。2 款諸支出金、2 項繰出金、1 目一般会計繰出金でございます。一般会計でも説明したとおり、清崎区が行う清崎老人憩いの家の改修費に対する補助金の一部財源として計上をさせていただくものでございます。

以上、概略説明をさせていただきました。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は、1件ごとに行います。議案第35号「平成29年度設楽町一般会計補正予算(第1号)」の質疑を行います。質疑はありませんか。

8 土屋 8、9ページの移住定住推進費のところでお聞きをします。田口高校の「お仕事フェア」というのが、新規にあがってきているわけですが、これ去年もありました。私も見に行かせていただいたわけですが、移住定住というのか、ここで育った高校生や中学生のみなさんに、町内にもこんな事業所があるんだぞという意味で、大変すばらしい企画だったというふうに思っ見てきたわけですが、当初予算にあがっていないということは、単年でやめられるつもりだったのでしょうか。

財政課長 今年の予算査定の際にですね、いろいろな大きな事業が重なっていて、非常に財源が不足しておりました。そういう関係から、ちょうど実施時期が3月だったものですから、その内容をまず見てからで、非常に事業効果があれば補正で対応するというふうにしたことによります。

議長 ほかにありませんか。

9 山口 一般補正の9ページ、2款5目の企画費ですが、町のイベント補助金の食彩フェスタからまんぷく祭に移行した補助金が計上されておりますけどまんぷく祭、もう少し説明をしていただけますでしょうか。

総務課長 実施時期につきましては、7月最終の土曜日、日曜日を予定しているそうです。で、ですね、私のほうに出てきている内容を見させていただきますと、事業の目的としてはですね、奥三河の食と暮らしの魅力を発信し、地域の農林水産の地産地消を進め、都市住民との交流を図り、生産者の販売力、生産力の向上を目指し、地域の活性化を図ることを目的とするという形で、うちの方の要望をさせていただいております。で、ここに補正予算として載させていただいているのは、475千円でございますけれども、あと自分等で475千円ということで、950千円の予算を組んで申請が出されております。以上です。

9 山口 ちなみに主催団体はどのようになっておりますか。

総務課長 奥三河まんぷく祭実行委員会という組織が立ち上がって、そちらのほうでやる予定になっているそうです。以上です。

議長 他にありませんか。

(なし)

議長 ないようですので、これで質疑を終わります。議案第35号は所管ごとに分けて総務建設委員会と文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 35 号を所管ごとに委員会に付託します。

議長 議案第 36 号「平成 29 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。議案第 36 号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 36 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 37 号「平成 29 年度設楽町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)」の質疑を行います。質疑はありませんか。

5 金田 歳出 8 ページの 2 款 1 項と 10 ページの 3 款 2 項の関係について言及されていたように聞き取れたのですが、そのところの関係と、それから 3 款 2 項の高額介護サービス費、高額介護合算サービス費についてももう少し詳しく説明をお願いいたします。

町民課長 2 款 1 項と 3 款 1 項の関係でございます。今年度から新しい総合事業というものが始まりました。その費用を、こちらの 2 款 1 項で計上すべきであったものを 3 款 1 項にそのまま従来どおり計上したものをこちらに移し替えたということでございます。高額サービス費につきましては、28 年度で執行しなかった分があります。その分を 29 年度に執行するというところで、増額補正をお願いすることになりました。申し訳ございません。よろしく願いいたします。

議長 他にありませんか。

(なし)

議長 これで、質疑を終わります。議案第 37 号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 37 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 38 号「平成 29 年度設楽町公共下水道特別会計補正予算(第 1 号)」の質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 処理場造成工事の追加工事、もう1回お聞きします。

生活課長 それではただいまの質問にお答えします。当初、処理場造成工事は50,000千円を計上させていただいておりましたが、追加工事の内容は、災害防止施設としての洪水調整池、沈砂池、排水施設、のり面保護、その他残土受入土の運搬等にかかる費用を計上させていただく70,000千円の増額工事を要求させていただきました。以上です。

議長 ほかにありませんか。

5 金田 70,000千円の追加工事って、相当大きいのですが、どうしてここで補正しなくてはいけないような見積もりだったのでしょうか。

生活課長 年度当初の要求は12月、1月頃に精査した金額で、造成工事のほうを50,000千円計上させていただいておったのですが、昨年度、この造成工事を行うにあたって、このような開発工事を行う場合は、森林法の第5条の規定によって、地域森林計画対象民有林による臨時開発の協議を愛知県と行っておりましたが、その協議が年度末、3月までいろいろ検討を、調整をしておりました。その検討した結果によりまして、先ほど言ったような災害防止施設が必要となって、指示を受けて追加をさせていただいたのですが、その一つの要因といたしましては、下水処理場の対岸側に設楽ダム関連事業に発生する残土処分場とする、その残土処分場が計画がされて、昨年からその内容の検討が始まりました。隣接する処理場との隣接しておりますので、その両方の開発工事について県との調整に時間を要し、当初予算では、まだ県からの指示がはっきり出ませんでしたので、その当初予算の段階では50,000千円、で処理場とダム関連事業による残土捨て場ですね、そちらのほうの関連で、こういったような大きな金額の追加工事が必要になったということでもあります。よろしくお願ひします。

5 金田 ダム関連工事等の絡みがあるということは、国なり県、下流域なりの負担分があるということですかね。で、この70,000千円は、町が負担する分になるわけですか。

生活課長 この70,000千円は、処理場に関する部分の70,000千円の工事でありまして、ダム関連事業で行う残土捨て場のほうに関しては、これよりもっと、金額のほうは県のほうでやっていますので、金額のほうはこちらでは把握しきれれておりませんが、もっと大きなお金のほうが県のほうではかかっているということでもあります。

5 金田 確認します。この70,000千円というのは、町が負担する額。この工事に関して。この造成工事が、追加工事が行われることに関して、町が負担する額70,000千円で、借金をするということよろしいですか。

生活課長 そのとおりであります。70,000千円については、下水処理場にかか

る部分の造成にかかる部分について、処理場の造成の約2ヘクタールあるのですが、それにかかる場所の災害防止施設の洪水調整ですとか、沈砂池、それから排水施設、のり面保護等にかかる場所についての工事であります。

議長 他にありませんか。

(なし)

議長 これで、質疑を終わります。議案第38号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第38号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第39号「平成29年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算(第1号)」の質疑を行います。質疑はありますか。

5 金田 歳出7ページの理学療法士の派遣負担金が出所が代わったというか、委託先が代わったみたいなお話がありましたが、その経緯について、もう少し詳しくお願いします。どういう状態でやっていたのが、どういう状態に今度なるのかということをお願いします。

財政課長 今まで医師派遣負担金ということで、理学療法士の先生の分も負担金を払っていたわけなんですけれども、今回、労働者派遣法、先ほど副町長が申し上げましたが、その改正によって派遣を行ってはならない業務が、まさしく理学療法士の先生の業務だったので、個人に払うしかないという、そういうことで今回科目の振替をするものであります。賃金ということで、お支払いするという内容であります。

議長 他にありませんか。

(なし)

議長 これで、質疑を終わります。議案第39号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第39号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第40号「平成29年度設楽町田口財産区特別会計補正予算(第1号)」の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。議案第40号を、総務

建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 40 号を総務建設委員会に付託します。

議長 以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

本日は、これで散会とします。

散会 午後 2 時 32 分